

伴う関係法律の整備に関する法律案の各案を一括して議題といたします。本日は、特に菅直人君外十二名提出の各案について審査を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。金田英行君。

○金田(英)委員 当特別委員会も、野党の案もそろいまして、政府案といろいろなその長短を比較し合った議論が大分進んできたところでござります。まだ野党の方から信用保証協会等々で債権の引き継ぎを円滑に行うための法律案が提出予定だというふうに聞いておりますけれども、鈴木淑夫委員にお尋ねしますが、いつごろ提出の予定でしょうか。

○鈴木(淑)議員 お尋ねの信用保証協会それから中小企業信用保険公庫等の改正法案は一両日中に、早ければ本日午後、遅くも明日には院に提出する予定でございます。

○金田(英)委員 ありがとうございます。

それで全部がそろつて大体舞台は取りそろうわけであります。昨日の議論等々を踏まえて、ちょうど西川さんのきのうの御答弁にあつたわけですが、野党案と与党案を比較してみて、野党案がすぐれている点は五つあるぞというふうに述べられておりました。

御確認しますけれども、ディスクロージャーが野党案の方が随分と進んでいた、与党案よりもずっと進めているのだといふことが一点であります。それから、金融再生委員会で一元化が図られているし、三条機関等々であるから公正な判断ができるのだ、この点でも野党案がすぐれている。それから三つ目には、裁判所を開設させていたる、そういうことでもまたすぐれているのだといふお話をありました。四つ目は、公的資金の注入が野党案ではないのだ、そういうことで金融安定化法等の廃止を野党案では盛っているのだといふことだらうと思うわけであります。また五つ目は、ブリッジバンクについては、政府の言つているものについては大手銀行には適用が極めて難しいの

だ、そういうことで、広範に、破綻前または破綻後、相応に対応できる野党案の方がすぐれています。この五点について、西川委員の御答弁です。で、それよりいかどうか、たくさんあるわけでしうけれども、今御確認いただきたいと思います。

○西川(知)議員 今の御確認ですけれども、処理期間が短いというところもたしかつけ加えさせていただいたと思います。

○金田(英)委員 処理期間についてもお話をあつたかもしません。大体そのような五つの点、あるいは処理時間が短い、早期に処理が可能だといふようなことだらうと思います。

私、地元に戻ると、いろいろな人の御意見をよく賜ります。そして、いろいろな市民のと申しますか住民の皆さん方の御意見を賜る中で、自民党は一体どうなつてているのだ、野党案の方がすぐれております。しかし、このような理想と現実だけではないのか。いま一度この五点について検証してみたいというふうに思います。

その前に、私たちは、政治家である以上、いろいろな理想を持つております。それぞれの理想を

必然的に持つてゐるわけですが、現実のこころまましかれというようなこともあります。しかし、こうあるべきだというのも我々も持つてゐるわけであります。しかし、このような理想と現実のギャップ、我々はこのギャップにいつも悩みます。

ながら現実の政治の決断をしていかなければなりません。時には、厳しい現実の前に、おのれの理想を大幅に断念せざるを得ないということも、政治でありますからあるわけであります。

現実社会をどうやって運営していくか。そしてそれがより現実に合うような政策になつていけるのかどうかということがその政策のよしを

決める評価の判断基準であろうといふに思うわけであります。その点について、それでよろしくのかどうか、そうではないのか、国民の感情にさえ合つていればいいのだといふのかどうか、そこ辺を御確認させていただきます。

○池田(元)議員 当委員会でボーナリスト論争がございましたが、私は、金田委員も多分そうでございましょうが、この金融危機に当たり、どのようにこれを乗り切るかがこれから日本の進路に

とつてまさに分かれ目になるのではないか。九二年以來の密室裁量行政から決別して、ルールに基づいた処理をして、危機の乗り切りばかりではなく、それを日本経済の再生につなげなければならぬ、そういう意気込み、姿勢のものにやつてい

かない、それが日本経済界全体が、銀行全体が悪いのではないか、そういう不信感をマーケットから持たれておるわけでございまして、そうした中で、こ

れから二十一世紀、もうすぐ目の前に近づいてお

ります金融ビッグバンの中での本当に世界の中で競争できるような日本の金融機関というものもや

うことよりも、現実問題として、それが現実妥当性があるのかどうか。そして、それが実際に効果を上げ得る内容であるのかということが問われなければならぬのだろうというふうに思つたわけであります。単に国民の感情に迎合するような政策だけではないのか。いま一度この五点について検証してみたいというふうに思います。

その前に、私たちは、政治家である以上、いろいろな理想を持つております。それぞれの理想を

必然的に持つてゐるわけですが、現実のこころまましかれというようなこともあります。しかし、こうあるべきだというのも我々も持つてゐるわけであります。しかし、このような理想と現実のギャップ、我々はこのギャップにいつも悩みます。

ながら現実の政治の決断をしていかなければなりません。時には、厳しい現実の前に、おのれの理想を大幅に断念せざるを得ないということも、政治でありますからあるわけであります。

現実社会をどうやって運営していくか。そしてそれがより現実に合うような政策になつていけるのかどうかということがその政策のよしを

決める評価の判断基準であろうといふに思うわけであります。その点について、それでよろしくのかどうか、そうではないのか、国民の感情にさえ合つていればいいのだといふのかどうか、そこ辺を御確認させていただきます。

○池田(元)議員 当委員会でボーナリスト論争がございましたが、私は、金田委員も多分そうでございましょうが、この金融危機に当たり、どのようにこれを乗り切るかがこれから日本の進路に

とつてまさに分かれ目になるのではないか。九二年以來の密室裁量行政から決別して、ルールに基づいた処理をして、危機の乗り切りばかりではなく、それを日本経済の再生につなげなければならぬ、そういう意気込み、姿勢のものにやつてい

かない、それが日本経済界全体が、銀行全体が悪いのではないか、そういう不信感をマーケットから持たれておるわけでございまして、そうした中で、こ

れから二十一世紀、もうすぐ目の前に近づいてお

ります金融ビッグバンの中での本当に世界の中で競争できるような日本の金融機関というものもや

ることよりも、現実問題として、それが現実妥当性があるのかどうか。そして、それが実際に効果を上げ得る内容であるのかということが問われなければならぬのだろうというふうに思つたわけであります。単に国民の感情に迎合するような政策だけではないのか。いま一度この五点について検証してみたいというふうに思います。

その前に、私たちは、政治家である以上、いろいろな理想を持つております。それぞれの理想を

必然的に持つてゐるわけですが、現実のこころまましかれというようなこともあります。しかし、こうあるべきだというのも我々も持つてゐるわけであります。しかし、このような理想と現実のギャップ、我々はこのギャップにいつも悩みます。

ながら現実の政治の決断をしていかなければなりません。時には、厳しい現実の前に、おのれの理想を大幅に断念せざるを得ないということも、政治でありますからあるわけであります。

現実社会をどうやって運営していくか。そしてそれがより現実に合うような政策になつていけるのかどうかということがその政策のよしを

決める評価の判断基準であろうといふに思うわけであります。その点について、それでよろしくのかどうか、そうではないのか、国民の感情にさえ合つていればいいのだといふのかどうか、そこ辺を御確認させていただきます。

○池田(元)議員 当委員会でボーナリスト論争がございましたが、私は、金田委員も多分そうでございましょうが、この金融危機に当たり、どのようにこれを乗り切るかがこれから日本の進路に

とつてまさに分かれ目になるのではないか。九二年以來の密室裁量行政から決別して、ルールに基づいた処理をして、危機の乗り切りばかりではなく、それを日本経済の再生につなげなければならぬ、そういう意気込み、姿勢のものにやつてい

かない、それが日本経済界全体が、銀行全体が悪いのではないか、そういう不信感をマーケットから持たれておるわけでございまして、そうした中で、こ

れから二十一世紀、もうすぐ目の前に近づいてお

ります金融ビッグバンの中での本当に世界の中で競争できるような日本の金融機関というものもや

く知らしめた上でやりましょう、こうこう」とや
うございます。

○金田(英)委員 果たしてそんなことでいいのかなという気がするわけですが、第二分類をもう少し細部に分けて、「一の一」、「二の一」、「二の三」というような通し番号で言うのがもしませんが、そのような分類にすれば、ますますもつて厳密なディスクロージャーということになってしまいまして、銀行の、金融機関の理事者にとつては過酷な、不必要的開示になるのではないかというふうに思うわけであります。それは考案の方の差で

しょうけれども、非現実的でないのかなといふことがあります。ディスクロージャー、ディスクロージャーだ、おれたちの案の方がディスクロージャーだ、ディスクロージャーが進んでいるということについては、はたと疑問に思う次第であります。

○古川議員 先ほど金田委員は、ディスクローについて、我々の案がアメリカよりも厳しいのではないかというお話をございましたね。何か言いたいことはありますか。どうぞ。

アメリカの方では、第二分類をもう少し細分化しているのですね。そういふた意味では、私たちが言つてゐるのは、アメリカよりもまだ今の日本の方は、つまり第二分類が余りにあいまいになつ

ていて、むしろアメリカの基準に合わせようと。先ほどアメリカより厳しいのはいかがかという御指摘がございましたが、その意味では、そこの部

おおがくじし、アーバンの問題で、
分については委員の御指摘も踏まえたような形
で、第二分類はアメリカ並みに三分の幾らに分け
ていったらしいのではないかというふうに申して

おるわけです。
また、このディスクロージャーの問題について
は大変に、こういうものをしたら健全な金融機関
まで不安に巻き込まれるのではないか、そういう
御心配をされておられるようですが、
ディスクロージャーをして不安になるようなところ
が果たして健全な金融機関と言えるのか。

融機関でなければそれは健全とは言えないといふのが、金融ビッグバン後における金融業界の姿勢でありまして、今までのようには、護送船団型、一歩もつかさどり、そのような行政が行われてきたのとはこれからは変わるものでありますから、そしてまた、選択をする、どこの金融機関と取引をするか、そういうことを決める立場に立つても、その情報がやはり明らかにならなければいけない。そういう情報がなくて、今のような状況ですと、本当に自分の取引している金融機関が不安なのかなどうかということもわからないわけでござります。

そしてまた、今のような状況でござりますと、金融機関の側が、仮に自分のところが貸し出しを縮小する必要がないよつとこでございまして、今はこういう状況でござりますから、どこのうちも大変でということで貸し出しを回収しようというようなそういう動きがあつても、おたくのところはちゃんと大丈夫だからいいじゃないかとか、そういう反論もできない。つまり、情報が開示されていないわけですね。ですから、そういういた意味からすれば、やはり適正な開示というものは必要である。

そしてまた、第一分類、第三分類、第四分類、それが公表されたからといつても、適正な引き当てがちゃんとされているのであれば、それは市場において、仮に第二分類が多いからといって、その金融機関自体が経営不健全な金融機関だというふうにはみなされないと、うふうに考えますので、委員が御心配の点は杞憂にすぎないというふうに思います。

○金田(英)委員 セっかくのお答えですが、実際に金融機関に早期は正措置を発令したときに、どのような現象が起きたか。自己資本比率はこの程度でなければならないよというような、単なるそういうといった早期は正措置をやりなさいよというようなことだけでごらんのとおりの貸し済りに遭つたわけであります。

そういったことから考えて、各分類ごとの債権

額、そしてその引き当て率がどうなっているかと
いうことを、それも半年ごとに公表しなさいよと
いうようなことには、現在の金融機関において決
して百害あって一利なしだと信じてやまないとこ
ろであります。そういうことであります。
それから二点目の……（発言する者あり）い
や、私の現状の認識ですから。

まさにそうした危機管理体制とは到底言えない、責任がみんなでたらい回しにされてしまつてゐる。そうした状況を防ぐという面でも、この金融再生委員会に一元化することは、私は大きな意味があると、いうふうに考えております。

○金田(英)委員 きのうの石原委員の御指摘にもあつたわけですけれども、この責任問題、すぐれて政治的な判断なんだ、この金融行政についてはすぐれて政治的な決断でなければならないんだと。内閣がその決定について責任を持つてゐるような本制にしなければならないんだと。このような国

務大臣を置いたからといつて、その決定が内閣の意思どおりいかないことがあり得るというような状況の中でのこういう金融再生委員会については極めて問題があるし、その結果について責任が持てないのでないかというふうに思うわけであります。

また、もう一つついでにお尋ねしますが、国際的に財政あるいは金融の問題が一括してG7等々で話し合われているときに、金融について全く権限のないそいういった閣僚がG7に出るということ

は、やはり各国との並びの中からどうしてもぐあいが悪いのだというふうに思うわけであります。が、その点につづての御見解をお尋ねしたいと思ひます。

○池田(元)議員 きのう議論したのは石原議員ではなくて保岡議員だと思います。

まことに、責任論でおつしやりますが、たゞひと申

し上げておりますように、金融再生委員会の委員長は国務大臣、四人の委員は内閣総理大臣が両院の同意を得て任命する、こういう形になつております

ます。そして、議事は、可否同数の場合は委員長が決する。国家公安委員会と同じような形になつておるわけであります。自治大臣、国家公安委員長から、おっしゃるように不都合があつたといふようなことを私は長いこと聞いたことはございません。

先ほども指摘されましたように、現状はばらば

らです。大蔵大臣は預金保険機構の監督と金融企

画局を所掌し、そして金融監督庁は総理大臣が主任大臣、預金保険機構の中には佐々木委員会があります。そして、一言申し上げれば、政府のブリッジバンク法案は、それにさらにいろいろな仕組みとありますか機構をつけ加えて、複雑でさっぱりわからない、そういう議論があつたとも聞いております。我々の案は、まさにこの危機に当たり、金融再生委員会に一元化する、一元的な金融行政を行おうというものであります。

同時に、金融ビッグバンの時代に当たりまして、事前指導型の行政ではなくて、ルールを中心とした事後監視型の行政に転換しなければならない。さきに政府が提出し、成立を見た中央省厅改革基本法にもその旨が書いてありますと、まさに、一元的な金融行政と同時に、公正さ、中立さも兼ね備えた、そういう組織として金融再生委員会を提起をしているわけであります。御理解をいただけるものと思います。

それから、財政と金融の分離について随分議論してまいりました。大蔵省がいろいろ、自分たちの権限を手放したくないために、検査までは出してもいい、次は、監督までは出してもいい、企画立案だけはどうしても出せないから残すんだということで、今のような形になってしましました。そのときの議論で最後にいつも出てくるのはG7の出席問題。これも問題はないと思います。G7といいますのは、先進七カ国大蔵大臣・中央銀行政経済会議であります。このG7には、財政や国際金融を担当する大蔵大臣と金融政策を担当する日銀総裁が出席することになりますから、何ら不都合はないと考えております。

中央銀行総裁である日銀総裁は金融政策を代表し、また大蔵大臣は、我々の案でも、通貨や外債為替、財政はもちろんのこと、外国政府や国際機関に対する政策金融といった業務をまだ担当しているわけであります。したがって、大蔵大臣は、G7の場で国際的な通貨の協調介入などの合意も当然対応できることになるわけであります。G7で話し合われる主要な議題について、何ら不都合

合を生じるとは考えておりません。

間から申し上げておりますように、やはりチエツ

も
多
数

らつしやることをつけ加えておきたいと

○金田(英)委員 やはり、これだけの金融恐慌を目の当たりにしているというような状況の中で、金融の再生を何とかしなければならないといふことが目下の急務であります。こういったことについて内閣が責任を持って、自分の責任で、そしてやるべきことをすぐにやらなければならないという状況の中で、第三条機関、内閣から独立したような、そういう形の決定がなされるような組織機構では極めて問題があるというふうに考えるところであります。

それから、野党案のすぐれている点だと言わわれているところですが、裁判所の関与についてお尋ねします。

野党案では、破綻金融機関の金融整理管財人の選任だとか、あるいは一時公的管理につきまして、裁判所の認可や決定にかかるらしめているわけでありますけれども、その時間も、二日または二十四時間以内というふうにされているわけであります。

金融再生委員会を三条機関として公正中立な機関と位置づけながら、なぜに実質的な審査を期待できない短期間のうちに裁判所の権威をかりようとはしなければならないのか。それだけ三条機関が権威がないのかどうか。そこら辺については、なぜ裁判所を関与せしめるのかについて、御見解があればお伺いしたい。

○西川(知)議員 お答えします。

まず、裁判所の関与と申しますのは、客觀性、公正性、これを担保するということになります。

今、行政機関が特に、例えば公的資金の導入の審査基準等、そういうことについて、また情報公開についても、非常に国民にわかりやすい形でさるるならこれはまた格別でござりますし、また、行政機関に対しての信頼というものが国民に植えつけられているということであればまた別でござりますけれども、そうでない現状において客觀性、公正性ということを確保するためには、この

思います。
そして、何よりも、三条機関に、三条委員会に加えて裁判所が必要であるということは、当初から申しましたのようなチェック・アンド・バランスということが必要ではないかということから裁判所の関与を言つていいわけでございます。
○金田(英)委員 西川委員が何か矛盾していることを言つているのですが、これは単なる認可にすぎませんですよ、軽いのですよ。ですから二日間でできるのですよ、そういう能力もあるのですよ。というようなことを言つたかと思うと、一方、これはチェック・アンド・バランスで裁判所に判断していただく、そういったチェック・アンド・バランス機能を裁判所に担つていただくんだけれども、重いのですよというような御判断。実際にどうちが正しいのですか。
○西川(知)議員 これは両方とも正しゅうございまます。
と申し上げますのは、とにかく検査をするのは例えば行政機関でございます。したがいまして、その情報に一番近いのはその行政機関でございますが、しかし、それはいろいろな裁量の余地が働く。そういうときに對して、果たしてそれが本当に正しいのかどうかということをチェックする、そういう意味の裁判所の認可ということのは極めて重要なであるというふうに思います。
○金田(英)委員 もし裁判所が、短い期間であること、そしていろいろな金融再生委員会の決定について若干おもしろくないことが書類上あつたといった場合には、却下といふことは考えられません。認定要件に入つていなければこれは棄却といふことになります。
○金田(英)委員 却下というのかな、裁判所に認

定されない、認められない」というようなことになつた場合には、その責任というものは金融再生委員会としてとれるのですか。まさに金融の重大な

○西川(知)議員 これは、法律に構成要件を定めております。したがいまして、認可のないものは、当然のことながらその構成要件に該当しないということで、責任問題云々じやなくて、その事実がないといたします。

○金田(英)委員 裁判所の関与については、これもまたいろいろいふと、金融再生委員会の明確な位置づけの割には頗りなさげな裁判所の関与であると、いうふうに思つて、なかなか納得できないところであります。

それから四つ目の点でありますか、公的資金の注入はないよというふうに言つておるわけあります。野党案、それでよろしいのですか。

○枝野議員　いわゆる従来の意味で俗に言われて
いる公的資金の注入がないという意味であります
て、当然のことながら、私どもも、預金者保護の
ために、債務超過分、そしてそれが預金保険機構
の現在のあるいは将来にわたっての資力で賄い切
れない部分について、これは預金者保護というこ
とを從来から、政府もそして国会もそれに同意す
るような形で国民にお約束をしていますので、そ
の部分について公的資金を使うということでは否
定はしておりません。

○金田(英)委員 中では公的資金は使えますということあります。なんだつたら結構ですが、それができない場合の金融機関を清算するに当たっては、そのプロセスの中では公的資金は使えますということあります。

○枝野議員 三十兆円の中で、十七兆円の世界と十三兆円の世界があるわけありますが、十三兆円の世界での資本注入、資本金の注入というようなことについては、それはやらないということですか。

○枝野議員 要するに、金融機関を存続させるための資本注入という形での公的資金の導入はしないということあります。

○金田(英)委員 いろいろと、本当に失礼なんですが、それとも、のうてんきだなというふうに思うわけあります。(発言する者あり)

今どの点でのうてんきかをお話ししますと、野党の考え方の骨子の中に、預金については全額保護しましよう、保護されるからそれは問題ないんだ。そして善良なる健全な債務者については、健全なる債権であるから、それはどこかの銀行が、あるいは受け皿銀行、ほかのところが引き受けてしまおうとするだけの三分類や四分類については、不良債権そのものだから債権回収銀行に回すしかるべきだ、だから政府は何も資金的な手当てを、あるいは資本注入等々の手当てをする必要はないんだというふうなお考えだとすれば、今の金融破綻についての対応が、つぶれる銀行はつぶすに任せというような、まさにそういう姿勢そのものだというふうに思うわけですが。

○枝野謙員 （日本）不動産問題研究会委員長 若干誤解をされているのか、意識的にそういうことをおっしゃっているのかわかり

まざんか、健全な債務者に対する関係について、私どもは、淘汰されねばならない金融機関を救ううておりません。

ついては、預金保険機構の資力だけで全部賠える

ことは許されてしかるべきだと思うのですが、この点についてどうなんですか。

○枝野議員 若干いろいろな議論を、意識的な
どうか、誤解をしながら用意されておるはうへ

さいますが、昨日来私ども、特に鈴木議員を中心として、景気回復に向けた取り組みがございました。

景気回復といふのがいざんなもののがきにあらへる、そこが根本のところになければならない、こ

れは申し上げております。

とをしなければいろんなものは解決をしないと、
うことを申し上げてはいるのであって、景気回復

えすればすべてが丸くおさまるから景気回復だ
やつていればいいと考えているならば、そもそもそ

我々、こんな四法案自体も提出をいたしておりません。そこは、根本的な原因がどこにあるのかから言

どうかとについての我々の意見の陳述と、そして今緊急措置として何をしなければならないかについて

本題急挿入して何をしたいればならないかと、うことは、分けてしつかりと認識をしていただければ二つ並んで思つておる次第。

れはどういうふうに思っております。
そこで、今の資本注入の話でありますか、本

来、現在もある程度一定の自己資本比率を持つてゐる金融機関が、その自己資本比率をこれから

ピッグバンの時代では高めていかなければならぬだろう。これについては早期是正措置をしつか

りやらせる。つまり、銀行の自己責任で、到底全の金融機関全体、リストラが十分であるとは思ひ

ません。それは、不良債権の処理の問題だけにかわらず、むしろそれ以外の部分のところのリスク

トラが十分ではない、こういったことを早期に是正する責任で、それぞれの金融機関の責任として当然進んで

打體でそれそれの金融機関の責任として当然追及していくことによって、体力のある金融機関はこうぶりを強めて回復するが、一二三三。

より体力を強めて国際競争のできる世界に行つていただき、それを我々は早期是正措置という形で

推進をしていく。

これが事実であるかどうかは我々検証のしようがありませんが、大蔵大臣がおっしゃつておられるところ

り、公的資金を投入しなければ破綻をしてしまおう
というような金融機関について、どうしてそこに

う……
○山本(有)委員長代理 申し合わせの時間が終了しておりますので、御協力をお願いします。

○金田(英)委員 質問が大分残っておりますけれども、また後の機会に回させていただきます。
○山本(有)委員長代理 これにて金田君の質疑は終了いたしました。

○山本(有)委員長代理 この際、お詫びいたしました。

最高裁判所石垣民事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本(有)委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○山本(有)委員長代理 次に、山本幸三君。

○山本(有)委員 自由民主党の山本幸三です。

昨日、少し議論させてもらいましたので、その続きをやりたいと思いますが、それと同時に、きょう、いろいろ答弁の中でおもしろいこともありますので、その点も確認するようによつたと思います。

○山本(有)委員長代理 次に、山本幸三君。

○山本(有)委員 自由民主党の山本幸三です。

昨日、少し議論させてもらいましたので、その続きをやりたいと思いますが、それと同時に、きょう、いろいろ答弁の中でおもしろいこともありますので、その点も確認するようによつたと思います。

私は、今回の金融危機、これの最大の問題は不良債権が大量に滞っているところにあるのだ、恐らくこの認識は共通できると思います。問題は、その大量に滞っている不良債権の処理というのをどうするか。

野党案では、不良債権処理というのは、破綻銀行については整理回収機構ですが、日本版RTTこれがやる、それでしっかりとやりましょうと、いうことは確かに書いてあるし、いろいろ細かいことはあるにしても、そういう基本的な考えはよくわかります。しかし、それ以外、つまり破綻していない正常な銀行が抱えている不良債権については、それ勝手にやりなさい、それが資本主義だ。要するに、本当の不良債権が滞っているところ、それが日本経済の足かせになつているところ、

ろは、これは何もない、ほつておく、そういうふうに感じております。
これが野党案の全体のスキームだと理解しております。私は、これは野党案の致命的な欠点あります。こんなことでは日本の最大の問題である不良債権問題の解決は遠慮し、そういうふうに思ひます。

そこで、昨日の答弁の中で、私は、こういう不

良債権問題を解決する、後で御説明しますけれども、結論から言えば、何らかの形の債務免除といふことを考えていかないとうまくいかないのだと

思つてゐるのですが、日本版RTCでも、債権放棄あるいは債務免除、どちらでもいいですが、これはやることはあり得る、はつきりそうお答えになりました。

この日本版RTCがやる債務免除というのは、例えば、百億円貸していく担保は二十億円しかない、どんなに回収努力をしてもその二十億円しか

回収できない、そのときはもう百億債務免除するから二十億円でいいから返してください、そういうことで話を進めて、その担保処分をやり、回

収する、そういうやり方の債務免除だといふう

に理解してもらおうございますか。

○古川議員 最初に、ちょっと委員にお話をさせ

ていただきたいと思うのです。

私も、委員の巧みな会話に昨日引きずられたよ

うな感じで、ちょっと私ども、しっかりと委員がおつしやっている意味を理解せず答弁をさせて

いただいたことがあるのですが、この不良債権処理の問題、今、私ども野党三会派で提出させてい

ただいております金融四法案、ここはもともとか

らいますと私たちが提案している法案のところ

れでいるのじやないかなというふうに感じております。
〔代理着席〕
今私たちが出しております四法案は、これは私が委員に申し上げるまでもなく、まさに政府側が出しておりますいわゆるブリッジバンク法案、金融機関の破綻処理のプロセスをどうするかといふものについての対案でございまして、あの五法案については、これは私たちまだ、野党の中でも当然協議をしておりますけれども、いろいろな形で態度は表明をさせていただいておりますが、その形の中でもう少しこれは議論を深めていかなければいけない話じゃないかというふうに思つてゐるのです。

私たち、今お話をざいました債務放棄、この不

良債権の処理の問題については、これはまさに土地の流動化をどう進めるかという問題とかかわつてきて、もちろん債権放棄もその土地の流動化を進めるという中で一つ考へ得る施策だとは思つてゐるのです。

私たち、今お話をざいました債務放棄、この不

先ほどの話で、債権放棄あるのかないのかといふ話もございましたが、一般論で言えば、日本版RTC、整理回収銀行の中で債権放棄をする場合もそれは出てくるであります。そして、その中で、基本的に現行の法人税法にのつとった処理の仕方がされるのが私たちは原則だと思っておりますが、そこについては、いろいろお知恵があれば、またそのとき協議をしていくかといふことも、これは私は、本筋のところからちょっと外れた、むしろ横筋の話じゃないのかなという気がいたしております。

〔代理着席〕
〔山本(有)委員長代理退席、石原委員長代理着席〕

今私たちが出ております四法案は、これは私が委員に申し上げるまでもなく、まさに政府側が出しておりますいわゆるブリッジバンク法案、金融機関の破綻処理のプロセスをどうするかといふものについての対案でございまして、あの五法案については、これは私たちまだ、野党の中でも当然協議をしておりますけれども、いろいろな形で態度は表明をさせていたいておりますが、その形の中でもう少しこれは議論を深めていかなければいけない話じゃないかというふうに思つてゐるのです。

私たち、今お話をざいました債務放棄、この不

良債権の処理の問題については、これはまさに土地の流動化をどう進めるかという問題とかかわつてきて、もちろん債権放棄もその土地の流動化を進めるという中で一つ考へ得る施策だとは思つてゐるのです。

そこで、進めますが、じゃ、日本版RTCでは債務免除はあり得べしということはお認めになりました。というのは、野党の三党合意メモ、これほど今までつちりしたものがわからませんが、そこでちょっと気になるところがあるんですね。私は、この場でしっかりと共通の認識を持つようそれが本筋の話なんです。そして、この処理をいろいろ議論されることはいいんですが、密室で決めてるのは嫌だと言つてゐるのは野党の方でしよう。我々は十分に考えてある。そして、これは本筋の問題じゃないとおっしゃいました。これは全く誤解だと私は思います。そういうふうに考へておられるのだったら、私は、野党は不良債権問題を本当に理解されることはいいんですが、密室で決める気はないと理解せざるを得ない。これこそが本筋の話なんです。そして、この処理をいろいろ議論をしたいんだ。そうすべきだと思いますね。

そこで、進めますが、じゃ、日本版RTCでは債務免除はあり得べしということはお認めになりました。というのは、野党の三党合意メモ、これほど今までつちりしたものがわからませんが、そこでちょっと気になるところがあるんですね。私は、この場でしっかりと共通の認識を持つようこれがこれから議論のものですから余り確定していないということで理解して申し上げますが、野党さんたのこういうメモを見ても、破綻後を日本版RTCでやるということについては非常に熱心で、これはよくわかります。しかし、それだけでも、サービス一にしろ競争の方にしろ、そのところだけやればいいんだという感じがちょっと過ぎるような気がしてならないんですね。

そこで、私は、共通の理解を得るために問題提

起をしたいと思います。これは政府・与党案を図解したのですけれども、不良債権問題といった場合には両面がある。一方は債権を持つている方、銀行側の問題がある。他方、債務を持つていて、この問題を解決するためには両面からアプローチしないとできない。ところが、野党案は、少なくとも私の今の理解では、破綻した場合の回収のことばかり大変熱心にやつておられて、これは敬意を表しますけれども、そこだけだ。ほかのところもあるということをぜひ考えてもらいたいし、恐らく考えておられるんだろうと期待いたします。

そのときに、実態の状況はどうなんだ。実際に、不動産業者、建設業者、私は中堅、中小企業を念頭に置いていますがね、大手ゼネコンとかは嫌いと言うから。それはそれでいい、それはどうせ会社更生法でも何でも逃げる道はあるんだから。だけれども、そういう道のない中堅、中小企業の状態。百億借りて百億の土地を持っていた、これは資産が二十に下がってしまった。商売それ自体は何かやつていて今は利益が出ているけれども、それは借金の返済に全部回さなければならぬ。これもだんだん困ってきた。そしてその体力は弱まりつつある。そういう人たちをどういうふうにして救つたらいと思ってますか。

○古川議員 先ほどの私の発言が、本筋じゃなくてちょっと横筋じゃないかと申し上げたのは、今私たちが提案をさせていただいている四法案の審議をするに当たっては、限られた審議時間の中ですから、できればその問題のところで深くお互いの理解を深められるような形で審議を進めていくだけだと思います。決して、不良債権の処理、今山本委員が御指摘になられたところを我々が軽視しておるわけではないことをまず御理解をいただきたいと思います。

その上で、今のお話でございますが、私どもこの五法案について、不動産権利関係調整委員会に

ついては、これは本来は裁判所でやらせるべきものであつて、もし必要であれば裁判所の方の何らかの仕組みを少し、人員を強化するとかそういう形でも対応できるのではないか、そういう形で反対をするつもりではございますが、あの四法案については、今修正協議が進む中で、もうできてるようでございますので、またそれは提出させていただきます。

ですから、今御指摘のような問題は、それが提出された中で、また両者の、政府・与党案、そして我々の案、そこで十分に審議をすればいいのではなかいかというふうに思います。

○山本(幸)委員 私は、きのう聞いたときは、健全な、正常な銀行のものは銀行が勝手にやるのが嫌だと言ったから、そういうことだけでは解決できません。その問題意識を持っているから言っているんですね。

○枝野議員 もう昨日の議論の中で山本先生が

何をおっしゃりたいのかは十分認識をしているつもりでおりますが、債権等を放棄する等の場合のときには課税の問題についての確認がとれないからというふうに思っておりますが、基本的にそれは

○古川議員 この前も、先ほども繰り返しましたけれども、ここでこういう形で議論を深めるのは税の方の問題として今から古川議員の方からお答えをさせていただきます。

○枝野議員 現実問題として一件もないかどうか

しましても、当事者間の合意がなければこういつ

たものというものは成立いたしません。そういう

意味では、もし裁判所の調停機能の中で調停に

ます臨時不動産関係権利調整委員会の調停にいた

しましても、当事者間の合意がなければこういつ

たものというものは成立いたしません。そういう

意味では、もし裁判所の調停機能の中で調停に

等の解釈のもとでも、基本的には、経済的な合理性以上のことまで御答弁をされていて、そのと

ころはいかがなものかなと思つておりますが、債権放棄等をすることが債権者側にとって有利である、経済的な合理性があるというものについては、当然損金算入をされていく、課税の問題は発生しない、これは既に現行の制度のもとでもなされていることございます。

問題は、それを超えて何か税の優遇をしようとかということでもし山本議員の御指摘があるのであれば、それは、税というものは、裏返せば、

そういうた優遇を受けられない人の税負担でそういうま
いつたところを優遇するということでございま
す。むしろ公平という観点の方が大事になつてきま
でいます。特に政府提出の委員会法につきまして
は、国民を見なさいからで、いかに累進的

まつて、そして密室の中で談合的に税が優遇をさ

争いようがない仕組みをつくりてしまふ、こういったことは税の公平の観点という意味から看過

し得ない問題である。むしろ現行の法人税基本通達の運用をしっかりとやれば、少なくとも問題になつてゐる部分については処理ができると考へます。

○山本(幸)委員 また大分進展したのでうれしく思っていますが、法人税基本通達、我々要請して直(ひきつづけ)きに(こゝまで)、着手(しゆつ)され

直してもらいたんですね。債務免除というのかはつきりとうたわれないと現実に困るんです。そして、早くスピードを上げてやらなきゃいけない

早くできるものは基本通達でやつてほしい、しかし、この基本通達の精神を認められるのなら、両者がお互いに合意して再建計画を立て

私は進歩だと思います。
では、その基本通達の世界で何が問題になるか。さつき申し上げたように、税務署の職員があつて、合理的なものであれば課税免除しましようという話ですね。債務免除したときに課税しないという精神ですね。その精神は十分認められた。

あでもない、こうでもないと言つていう状況は李先生のやうなんです。書類をたくさん用意しなきゃいけない。本当に認定されるかわからない。この部分だけでは、やはり銀行はああでもない、こうでもないようになきゃ銀行は乗ってきませんよ、銀行にそのインセンティブはないんだから。

だけれども、そうやらない方がいいというなら別ですよ。私は、今の日本の経済の状況というのではなく、中堅、中小企業の人たちが抱えている、これは確かにかつてバブルに踊ったという面があるかもしれません。しかし、同時に、銀行側だってそれをあおったんでしょう。金貸すからどんどんこの土地買ひなさい、それに乗つて投資して不動産事業を始めようかと思っていたらバブルの崩壊で不良債権になつて、今度は銀行から追われる身になつた。

銀行はどうです。手のひら返したように、これまではそういうことをあおり立てておいて、そして、事情が変わつたら、借りたものは返すというのが筋でしよう、それは契約でしよう、そう言つてゐるんですね。シェークスピアの「ベニスの商人」のシャイロックみたいなことをみんな言つてゐる。契約だから全部取つちやえと。しかし、それでこの問題を解決できるかというと、私はそう思わないんです。

それで、調整委員会は何か密室でやつてゐるなんて言つていたけれども、あなたの方のつくる委員会は密室じゃなくて全部オーブンで、政府がつくらるのは密室で当てにならない、そういう言いがかりばかり言つてはいたつてしまふがないでしょ。その委員会の運営のやり方について問題があるならそれは検討してもいいでしよう。だけれども、その基本通達の世界で、そこが認める精神を了解するのであれば、しかしそれでもなおかつ銀行が言いわけをする材料に使うようなことを直してやうと、そのことによつてスムーズに進

む、そしてそのことによつて日本経済の最大のが
んが除去できる、そういうふうに思いませんか。

〔石原委員長代理退席、委員長着席〕

○谷口議員 お答えいたします。山本委員、私の大変尊敬しておるエコノミストでいらっしゃって、大変高邁な、大変すばらしい理論を日ごろおっしゃっておられるわけでござります。

ら、若干、錯覚と申しますか、考え方があつたのではなかなという点が何点かあつたのですが、それをうよつと舌をくわせて、こぼさず

と、間接償却、無税処理というようなお話をございました。債権償却特別勘定のお話をされて、それと共に債権買取機構の無税償却のことをおつしやいましたが、これは全く違うのですね。というのは、債権償却特別勘定というのは社内処理でございまして、これは税制上認められていてる無税処理なんですね。共同債権買取機構の場合

は、これは売却で、要するに今までの含み損が実現するということです。それで、これは社内の償却の問題ではございませんね。そういうよう

な処理のさつきおしゃつたことについては、誤解があるのではないかということをまず冒頭にお話をさせていただきたいというよう思うところ

でござります。
また、償却のことについておっしゃいました。

しゃつたたと思いますが、税務職員のこと等もおっしゃいましたが、子会社等が大変経営実態が悪化した場合にその親会社が賃貸放棄をするとどう

ことについて、法人税基本通達において、これを——本来、債権放棄します、御存じのとおり会員会員になつたつづく。ところが、

全部お金を預けにからなさのでそれ、それなどうし
うことかと申し上げますと、贈与と申しますか、
寄附金認定をされますから、その部分だけは課税
されるというのが一般的でございますが、それ
は、その場合に限つて課税をしないという法人税
の基本通達があるわけでござります。

しかし、従来からこれは大変判断の分かれているところがございまして、その扱い、金利の減免について、今まではこの分について寄附金認定をしないということであったわけでございますが、元本の債権放棄については、そのことを具体的に書いておらなかつたわけでございます。ですから、本来は法人税の基本通達は運用指針でござりますから、その細部にわたるところまで書いてあればいいわけでございますが、そのあたりが書いてなかつたがために、税務職員が調査に行つた折にいろいろ問題があつた等々聞いておるところでございます。

ところが、その基本通達については先ごろ明確に、貸付元本の債権放棄についても寄附金認定しない、損金処理できるというように変わつたといふことを聞いておるわけでございまして、そういうことから勘案いたしますと、現行の法人税法の処理で十分できるものというように考えておるところでございます。

○山本(幸)委員 ばかりにしないでほしい。間接償却と債権買取機構、そんな、形式的に違うというのはわかつているんだ。

だけれども、共同債権買取機構に移して何をやつてしているんですか。今度新しくやるときは買いつりにするけれども、結局最後は、二次ロスが出たら買ひ取つて銀行がロスを見ることになつているんでしょ。実質的には帳簿上の操作をやつただけの話ですよ。そういうことが簡単にできるんだから——もういい。要らない。そんなことは知つてゐるんだから。

ちょっとと観点を変えますが、景気回復、景気回復という話で出てくるんですが、じゃ、景気回復はどうしてできるのか。

アメリカでもイギリスでもスウェーデンでも、この不良債権問題がありました。解決方法を幾つか、いろいろなことをやつた、そのモデルを勉強して出たんだしょ。こうしたアメリカとかスウェーデン等の経験の景気回復というのは、やはり不動産が動き出したから大いに景気回復するこ

とになったんじゃないですか。
○鈴木(淑)議員 アメリカとスウェーデンの経験をお引きになつてお尋ねでございます。

この二つの経験というものは、しばしば政府・与党案のブリッジバンク法の考え方の基礎にこの経験があつたんだということをおつしやいますので、まず一言申し上げた後で、景気との関係をすばり申し上げたいのですが、スウェーデンのケースというのは、日本に比べると大変あれは特殊なケースで、御存じのように、大銀行の数が非常に少ない。三番目と四番目が破綻したわけですね。しかも、あの時点で預金保険法がない、預金保険の制度がなかつた。これはもう国家はちゃんと株を持っていたんですね、最初から。だから、ああいう方式だ。

その後、結局はスウェーデンの場合、だつて、あの処理をしただけで回復したんじゃないですよ。

その後、ちょうどサッチャーの時代のイギリスが底入れして上がつてくる。そして、大陸は少しぐずぐずしていたけれども、イギリスと連動してヨーロッパ全体の景気が上がつてきたことによつて最終的に解決している。

アメリカの場合に、コンチネンタル・イリノイの例をよく引いて、ツーピング・ツーフェールだと。御承知かと思いますが、コンチネンタル・イリノイというのは、預金の中のほんの一〇%だけが預金保険でカバーされている。あとは全部金融機関からの借り入れですね。大口預金で、あれば破綻すると、預金保険がほとんどかかりませんから、大変な連鎖反応を金融機関の方に起こすそれがあったのですね。コンチネンタル・イリノイからの借り手側に問題があつたんじゃないですよ。あれは金融市场の中に問題を起こしそうだったから、例外中の例外として飛び込んだわけですね。

しかし、コンチネンタル・イリノイ、ツーピング・ツーフェール・ボリシーで救つたからといつて、アメリカの景気があの八四年後半に回復しましたか。全然回復していない。その後ずっと停滞

ですよ、八〇年代は。そして、御承知のように、九年、二年あたりからようやく回復していく。

そこで初めて、八〇年代四苦八苦してつくったさまざまな不良債権対策がようやく動き出すわけですね。

この動き出すとき、九一年には御承知のように、連邦準備預金法が改正になつておりますので、ツーピング・ツーフェール・ボリシーは明確に否定されまして、システムクリスクがあるときにだけ公的資金で経営救済するという厳しい条項ができるた。しかし、折しもそのとき景気が回復してきたから、これですべてはうまく回つていったんですね。

もちろん、私ども野党三会派も、この不良債権問題が景気の足を引っ張っているということを否認するものではありません。

それから、不良債権問題といったときに、山本委員、非常に正しい指摘をきのうからしておられると思うのですが、景気の足を引っ張つておる不

良債権問題といふ場合には、生きている金融機関が抱えている不良債権問題の方が大きいのかもしれないですね。破綻した金融機関の不良債権問題

は、プロジェクトファイナンス、ノンリコースローンですから、当然代物弁済しちゃえば全部終わっちゃう。このシステムが動いたから、代物弁済すれば、つまり担保の土地さえ出せば借金は消

えてしまうことがあるから企業はおもがなくなつた、そして新しい開発をやろうという気にならぬ。

同時に、その担保の不動産が市場に出てきて、当はこれは批判されるかもしれないけれども、アメリカのシードマンも言つていますね、最初はどう値をつけていいかわからなかつたけれども、あるとき決心して、もうどんな値段でもいい、本

当はこれは批評されるかもしれないけれども、いつの間にか注目を浴びます。確かに生きている銀行の抱えている不良債権をどうやつて早く早期処理させるか、こっちの方があらうやつて早く早期処理させよ、これが

いるのは大きな問題かもしれない。その御指摘はそのとおりだと思います。

しかし、それを申し上げた上で、なおかつ、景気と不良債権問題、これは鵜と卯みたいな関係ではあります。しかし、どつちが根本的かといえ

ば景気だということを昨日申し上げておりま

す。景気が悪化すれば企業業績が悪化する、そして地価が下がる、担保割れも起きる、取引先の企業が倒産するということで不良債権がどんどん膨らんでくる。他方、景気が回復すれば、その逆転現象でありますから、だから、どちらかといえ

ば、鵜と卯的ではあるが、根本的な原因は景気だ

と。諸外国の例、スウェーデンだつてアメリカだから。

私は鈴木先生を大変尊敬していますが、実体経

だって、景気の回復によつて初めてさまざまの不良債権対策がうまく機能し始めたんだということを改めて申し上げたいと思います。

○山本(幸)委員 お褒めいただいたのはありがたのですが、具体的なお答えはなかつたようになります。

私の理解では、スウェーデンは、この金融支援措置を始めて一年間の間に九〇%の担保の不動産を代物弁済で市場に出したんだ、回収して。それ

は債務免除と組み合わされて代物弁済させたんだ。アメリカは、もともと不動産開発というの

は、プロジェクトファイナンス、ノンリコースローンですから、当然代物弁済しちゃえば全部終わっちゃう。このシステムが動いたから、代物弁

済すれば、つまり担保の土地さえ出せば借金は消えてしまうことがあるから企業はおもがなくなつた、そして新しい開発をやろうという気にならぬ。

同時に、その担保の不動産が市場に出てきて、当はこれは批評されるかもしれないけれども、いつの間にか注目を浴びます。確かに生きている銀行の抱えている不良債権をどうやつて早く早期処理させるか、こっちの方があらうやつて早く早期処理させよ、これが

いるのは大きな問題かもしれない。その御指摘はそのとおりだと思います。

しかし、それを申し上げた上で、なおかつ、景気と不良債権問題、これは鵜と卯みたいな関係ではあります。しかし、どつちが根本的かといえ

ば景気だということを昨日申し上げております。

これは、そういう不良債権処理をやらないで、市場に出さないで、ほかの景気対策を打つていて、不良債権問題が解消するとは私は思わない。そ

れは、バブルを二、三年でもとに戻すという極端な議論をすれば別ですが、借りている人は

入れをした中小企業がお困りであるということだと思います。

しかし、山本委員も御承知の上で触れなかつたんだと思いますが、その中小企業がお困りになつて

ている最大の理由は二つあって、一つは、この足かけ八年間にわたる日本経済の停滞、政策不況、その結果として業績が悪化をしている。収益が上

がらない、それどころか赤字だ、したがつて返済もできない。もう一つは、バブルの崩壊に伴つて

地価が下がった。バブルの崩壊だけならいいが、この八年間、足かけ八年間の停滞の中で、日本の人々の日本経済の将来に対する見方が非常に悲観的になつた。だから、収益還元価格で考へても、均衡地価といいますかね、収益還元価格で考へた政策不況のせいでもみんなが日本経済の将来に自信を失つたからですよ。この二つこそが、今、中小企業経営者が困っている根本的な問題で、原因であります。

だから、山本委員がおっしゃるように、いろいろと、税法上あるいは不動産の処理上その他、もう少し早く簡単に処理する方法を考えられないか。それはもちろん結構ですよ、そういうことを考へるのは。与野党で大いに議論いたしましたよ。しかし、それさえやればこの中小企業の困っている問題が解決するんだというふうにお考へだったら、それは間違い。それは大いに議論します。ただけじや。少しはよくなるでしょう。やらないよりやつてもらつた方がみんな喜びます、その瞬間は。その瞬間は喜びますが、もつと中期的に考へたら、日本経済が立ち直らなかつたら、絶対にそのお困りの中小企業経営者は立ち上がることができませんよ、企業業績が回復し地価の均衡地価が上がり始めなきや。

景気という言葉とバブルという言葉を山本委員はすりかえられるが、これはちょっといかがかと思われます。私どもは、バブルを再発させろなんて言つてゐるんじやない。日本経済を立て直して中長期的な見通しを好転させて地価の均衡価格を上げよと言つてゐるんです。バブルと、景気回復、地価の均衡価格上昇をこつちやにしないでいただきたいと思います。

○山本(幸)委員 ここは見解の相違だからこれ以上はやりませんが、そういう均衡地価を早く見つけなきやいかぬ、そのためには土地が市場に出て

こないとそんなことできない、わからないんだから。じゃ、土地を早く出さない限り日本経済の再平衡地価といいますかね、収益還元価格で考へた均衡地価といつものがあるが、それはもうバブル崩壊の域を出下がつてゐる。これはもうバブル崩壊の域を出て、均衡地価が下がり始めてしまつた。これも、政策不況のせいでもみんなが日本経済の将来に自信を失つたからですよ。この二つこそが、今、中小企業経営者が困っている根本的な問題で、原因であります。

だから、山本委員がおっしゃるように、いろいろと、税法上あるいは不動産の処理上その他、もう少し早く簡単に処理する方法を考えられないか。それはもちろん結構ですよ、そういうことを考へるのは。与野党で大いに議論いたしましたよ。しかし、それさえやればこの中小企業の困っている問題が解決するんだというふうにお考へいたら、それは間違い。それは大いに議論します。ただけじや。少しはよくなるでしょう。やらないよりやつてもらつた方がみんな喜びます、その瞬間は。その瞬間は喜びますが、もつと中期的に考へたら、日本経済が立ち直らなかつたら、絶対にそのお困りの中小企業経営者は立ち上がることができませんよ、企業業績が回復し地価の均衡地価が上がり始めなきや。

景気という言葉とバブルという言葉を山本委員はすりかえられるが、これはちょっといかがかと思われます。私どもは、バブルを再発させろなんて言つてゐるんじやない。日本経済を立て直して中長期的な見通しを好転させて地価の均衡価格を上げよと言つてゐるんです。バブルと、景気回復、地価の均衡価格上昇をこつちやにしないでいただきたいと思います。

○山本(幸)委員 ここは見解の相違だからこれ以上はやりませんが、そういう均衡地価を早く見つけなきやいかぬ、そのためには土地が市場に出て

こないとそんなことできない、わからないんだから。じゃ、土地を早く出さない限り日本経済の再平衡地価といいますかね、収益還元価格で考へた均衡地価が下がり始めてしまつた。これも、政策不況のせいでもみんなが日本経済の将来に自信を失つたからですよ。この二つこそが、今、中小企業経営者が困っている根本的な問題で、原因であります。

だから、山本委員がおっしゃるように、いろいろと、税法上あるいは不動産の処理上その他、もう少し早く簡単に処理する方法を考えられないか。それはもちろん結構ですよ、そういうことを考へるのは。与野党で大いに議論いたしましたよ。しかし、それさえやればこの中小企業の困っている問題が解決するんだというふうにお考へいたら、それは間違い。それは大いに議論します。ただけじや。少しはよくなるでしょう。やらないよりやつてもらつた方がみんな喜びます、その瞬間は。その瞬間は喜びますが、もつと中期的に考へたら、日本経済が立ち直らなかつたら、絶対にそのお困りの中小企業経営者は立ち上がることができませんよ、企業業績が回復し地価の均衡地価が上がり始めなきや。

景気という言葉とバブルという言葉を山本委員はすりかえられるが、これはちょっといかがかと思われます。私どもは、バブルを再発させろなんて言つてゐるんじやない。日本経済を立て直して中長期的な見通しを好転させて地価の均衡価格を上げよと言つてゐるんです。バブルと、景気回復、地価の均衡価格上昇をこつちやにしないでいただきたいと思います。

○山本(幸)委員 ここは見解の相違だからこれ以上はやりませんが、そういう均衡地価を早く見つけなきやいかぬ、そのためには土地が市場に出て

こないとそんなことできない、わからないんだから。じゃ、土地を早く出さない限り日本経済の再平衡地価といいますかね、収益還元価格で考へた均衡地価が下がり始めてしまつた。これも、政策不況のせいでもみんなが日本経済の将来に自信を失つたからですよ。この二つこそが、今、中小企業経営者が困っている根本的な問題で、原因であります。

だから、山本委員がおっしゃるように、いろいろと、税法上あるいは不動産の処理上その他、もう少し早く簡単に処理する方法を考えられないか。それはもちろん結構ですよ、そういうことを考へるのは。与野党で大いに議論いたしましたよ。しかし、それさえやればこの中小企業の困っている問題が解決するんだというふうにお考へいたら、それは間違い。それは大いに議論します。ただけじや。少しはよくなるでしょう。やらないよりやつてもらつた方がみんな喜びます、その瞬間は。その瞬間は喜びますが、もつと中期的に考へたら、日本経済が立ち直らなかつたら、絶対にそのお困りの中小企業経営者は立ち上がることができませんよ、企業業績が回復し地価の均衡地価が上がり始めなきや。

景気という言葉とバブルという言葉を山本委員はすりかえられるが、これはちょっといかがかと思われます。私どもは、バブルを再発させろなんて言つてゐるんじやない。日本経済を立て直して中長期的な見通しを好転させて地価の均衡価格を上げよと言つてゐるんです。バブルと、景気回復、地価の均衡価格上昇をこつちやにしないでいただきたいと思います。

○山本(幸)委員 ここは見解の相違だからこれ以上はやりませんが、そういう均衡地価を早く見つけなきやいかぬ、そのためには土地が市場に出て

れていますのか、その部分について開示していただきたくということであつて、第二分類にどこの企業が入っているとか、そういうことまで開示する必要はないということを申し上げたつもりでございます。

○山本(幸)委員 なぜ、どこの企業が第二分類に入っているということを開示する必要はないといふふうにお考へになるのですか。開示するとやはり問題が起こると思つていてるんでしょ。

○古川議員 情報開示は、これは、銀行の経営の健全性がどういうふうに担保されているか。つまり、銀行は普通は大手なんかですと当然株式市場なんかも株式を開示しているわけでございま

すから、そうした一般投資家あるいは企業、その銀行と取引をする人にとって必要な情報が開示されればいいわけでございまして、分類先にどこがあるかということまでは、それはその銀行の健全性を担保するために、例えば、その銀行の株を買

う人が、第二分類のところにどこの企業が入つてゐるから、だからこの銀行の株を買おうとか買わ

ないとか、そういうことを判断する材料にならな

いと思います。そういう意味でいえば、今私が申し上げたようなところまで開示をすれば、それ

でその銀行の経営の健全性については判断ができるようふうに考えております。

○山本(幸)委員 例え、古川議員が企業を經營していく、自分の企業が第二分類に分類されてい

るということがわかつたら困ると思ひませんか。

○古川議員 私も委員と同じように役人をやつておつて、企業経営をしたことがありますから、

その立場というのは、あくまではその立場になつてみないとなかなかわからぬ話だと思いますが、一般的に、銀行との取引の間では、どこに

分類されているかというよりもちゃんと自分の

ところに必要な資金の調達というものができれば、どこに分類されているかということ 자체がそ

の企業にとつてわからなきやいけない問題なのかな

じるところであります。

○山本(幸)委員 それも実体経済をよく御存じないというふうに思ひます。

自分の企業が第四分類、第三分類に分類される必要はないということを申し上げたつもりでございます。

○山本(幸)委員 その状況ではかえつて困ることになる。それも現実の企業に聞いてみればわかりますよ。常識でしょ。

それでは、信用保険公庫が融資枠を拡大しますと言いました。わかりました。ある銀行が破綻しました。そして、野党案で言うようなプロセスに入つた。第一分類の人は逃げるだろうという、相当これも甘いと思うけれども、しかし問題は、

対応は第二分類だと思ってる。借りている人はどうしなきやいけないんですか。ある銀行に行つて、自分の知り合いの銀行に行つて、私はあの破綻した銀行の中で第二分類に分類されています、そこを、保証協会の保証書を持つてゐるから

ぜひ移しかえてください、そう言つて回らなきやいけないんですよ。そんなんですよ。そんなこと

でうまく受ける銀行はあると思いますか。

○鈴木(潮)議員 お答えいたします。

私どもの法案を前提にいたしまして、破綻した後法的な処理に入つていつたときに、その破綻した銀行の取引先是、第一であろうと第一である

と、これはできることならメインバンクをシフトさせようかなと思ってそういう動きをしますで

しょうね。そして、そのときに、貸してくれと。

銀行の貸し戻しの原因は、きのうも申し上げま

したが、お金が足りないからじゃないんです。優良銀行は、自己資本比率が低過ぎるから貸せない

んじやなくて、ROEを高めるんだ、ビッグバン対策、それからまたさらには、不良債権償却の負担もまだあるぞということで、優良な効率のいい貸し出し以外は抑えようとしているからですね。

それで、第一分類も第二分類もみんなシフトしよ

うとした。そのときに相手の銀行が、いや、お

たくの業績調べてみたが、これじゃお貸しできないと担保が不十分だとか言ったときに、その企業も、じゃ、信用保証協会の保証をもらってくるからそれで貸してくれるかと交渉するわけですよ。そうしたら、回収の危険性がなくなりますから貸してくれるでしょうと言っているわけなんですね。だから、別に、私は第二分類ですと言つて回つたりなんかする必要も全然ないんです。ごく自然に、シフトする動きの中で、借りにくかつたら信用保証協会の保証を使いなさいというわけです。

この法案、まだ提出していませんでした。ですが、もう少し詳しく御説明していいですか。私たちが提出いたしました法案は、信用保証協会法と、それから中小企業保険法と、それから中小企業保険公庫法、この三つの法案の改正案の東ね法案として出します。そして、中身は貸し済り対策の部分と、それから破綻金融機関の取引先がよそへ移るのを助けるための保証と、二つの部分に分かれています。

それで、問題は貸し済り対策じゃなくて、貸し済り対策はほとんど政府・与党案と似ております。ただ、こっちの方がちょっと額が大きいですけれども。問題は破綻です。

破綻のケースについてどういうことを考えているかというと、今あれは、中小企業じゃないとあの保証を受けられない。したがって、資本金が一億円以下になつていているわけですね。私どもは、破綻金融機関の取引先で、移れなくなる企業の中に中堅企業がいるというふうに思います。この中堅企業まで救おうと思ひますので、法律改正しまして、一億円超五億円以下の資本金の中堅もこれまで教おうと思ひます。これに伴つて、上限は、今は、無担保の場合は三千五百万元ですが、有担保の普通保険ですと二億円ですね。この上限を三億円まで上げようというふうに思つております。

そして、再保険は、普通保険の場合七〇%、

無担保のものは八〇%で公庫に再保険でつながれるわけですが、私どもはこれを一〇〇%でつながせようと思います。そうすると、収入がありますから、もう積極的に信用保証協会はこの仕事に取りかかるだろうというふうに思うのです。そのとき、モラルハザードが信用保証協会の段階で発生して審査がルーズになつてはいけないという御懸念もあるうかと思いますが、私どもは、金融再生委員会がつくった選択の基準によつてきちっと審査をさせたいというふうに考えているわけあります。

これを可能にするために、私どもは、これを特別勘定として公庫に別整理させますが、その資金源としては五億円を超える額を政府から出資いたします。そして、そうしますと、きのうもちょっとと言いましたが、仮に五億円として、保険の信用保証協会段階での事故率、これを仮に……(山本幸)委員「五億円ですか、五兆円ですか」と呼ぶ)ごめんなさい、五兆円です。大変失礼しました。事故率は実際は二%ぐらいなんですか、仮に一〇%と考えたって、五兆円強化すればその十倍ふうに考えております。

午後零時五分休憩

○相沢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後一時十四分開議

○岡田委員 民主党の岡田克也です。

きょうは、野党三会派の法案について質問をさせていただきたいと思います。質問をする以上、同じ党とはいっても、聞くべきことはきちんと聞く、そういう姿勢で聞かせていただきたいと思いますので、よろしく御答弁をいただきますようお願いします。

まず、この委員会でもたびたび議論になりますが、この金融再生委員会の性格論について、少しやりとりをしながら整理をしておきたい、こういうふうに思っております。

基本的に、この金融再生委員会は国家行政組織法三条の機関というふうに位置づけられているわけですが、なぜわざわざ三條機関といつておきたいと思いますが、その基本的考え方についてまず確認をおきたいと思います。

○池田(元)議員 岡田委員にお答えをいたしました。

国家行政組織法第三条の委員会、いうところの独立行政委員会として金融再生委員会を設置すべしというのは、我々の提案の中心の一つでございました。この三条委員会といいますのは、いわゆる国家行政組織の中で、政治的中立性、それから相反する利益の調整等、そういう事務に適するものとわざでございます。

○岡田委員 確かに、この金融再生委員会のいろいろな機能の中で、所管事項及び権限ということになるわけですけれども、この中で、例えば検査に係ることあるいは監督に係ること、そういうも

のは中立性ということが非常に要求されることではないかというふうに思うわけですが、四条の第一項第一号の「金融制度の調査、企画及び立案をすること」。ということも、つまり、今大蔵省に

ある金融の企画立案機能というのもこの再生委員会に持つてきているわけだと思います。

こういう金融制度の調査、企画、立案をすることについては、ある意味では行政そのものであ

りまして、そういう意味で、三条機関、独立性を持つた三条機関の行う所掌としてはなじまないのではないか、こういう議論が当然出てくるわけでございますが、それに対してどのように御説明されれますか。

○池田(元)議員 岡田委員の御質問にお答えします。

この金融再生委員会の事務は、これは一般の行政機関の事務と異なりまして、まさにこれからルールにのつった金融行政を行わなければならぬ。この企画立案は、主としてそういったルール、規則の制定が中心になると思われますので、まさに再生委員会は、そういった意味でそれにふさわしい機関ではないかと考えるところです。

○岡田(元)議員 そういう面の金融制度の調査、企画、立案などもあるのだと思いますが、例えれば、これからビッグバンを控えて、我が国の金融業、一つの産業としてこれをどういう方向に持っていくのか、こういう議論も当然あると思うのですが、そういうものについては、この四条第一項第一号の金融制度の調査、企画、立案の中に入っているのでしょうかが入っていないのでしょうか。

○池田(元)議員 私は、現在のこの金融の情勢、

要になつてくるのではないかと思います。もちろん、大変な金融危機でありますので、それについての破綻処理のスキーム、ルールを決めることは当然でございますが、平時になれば、まさに事後監視型の行政に転換をする、その場合は、まさに中立性、公正性が求められる行政委員会が最も適合をしていると考えております。

○岡田委員 基本的な議論として、行政の関与を最小限にするというのはおっしゃるとおりであります、これは別に金融に限らず他の産業、例えば、現在通産省が所掌している産業も運輸省が所掌している産業も同じではないかというふうに思ひます。基本的には、ルールをつくって、そのルールに基づいて行われるかどうかのチェックを中心とした産業政策というものに移行していく、こういうことだと思います。

○岡田委員 今の池田さんのお答えは、一つの筋の通った答えだと思います。

ただ、観点を変えて御質問いたしますと、三条機関というのは非常に独立性が強いということになります。政治的な中立あるいは独立性を求めるという、そういう三条機関としての性格と、それからこの法律の中で、第六条で「委員長は、國務大臣をもつて充てる。」こうしていることとの整合性といいますか、そこはどのように説明されるのでしょうか。

○池田(元)議員 金融再生委員会は、金融担当の國務大臣であります委員長と、衆参両院の同意を得た経済、金融、法律に識見を有する四人の委員でつくられることは、岡田委員御存じのとおりです。この委員長は、会務を総理し、委員会を代表いたします。また、委員長は、再生委員会を招集することにしております。さらに、再生委員会の議事は、可否同数のときは、委員長の決するところによるとしております。まさにこの再生委員会は、國務大臣である委員長の主導のもとに運営されることになつております。

内閣との関係を申しますと、金融再生委員会の委員長は、内閣の一員である國務大臣、そして委員は、内閣総理大臣が両院の同意を得て任命す

る。ですから再生委員会は、委員長を通して、内

しかしながら、現在の日本の金融機関の状況を見ますと、きのうも議論がありましたオーバーキャパシティーとかオーバーバンキングとか、これは当然考慮していかなければならないと考えております。

アメリカにFCC、連邦通信委員会というのがあります。これは別に金融に限らず他の産業、例え

ば、現在通産省が所掌している産業も運輸省が所掌している産業も同じではないかというふうに思ひます。基本的には、ルールをつくって、その

ルールに基づいて行われるかどうかのチェックを中心とした産業政策というものに移行していく、

そういう意味では、いかがでしょうか。

○池田(元)議員 岡田委員は通産省にいらっしゃったこともありますので、産業政策という言葉が十九世紀以来ございますが、もうそういう古い意味の産業政策と決別をしなければならない

わけではありませんから、マーケットの御存じのとおりであります。我々も、官から民へと、できるだけ官の関与を少なくしていかなければならぬわけでありますから、マーケット

の御存じのとおりであります。

内閣との関係を申しますと、金融再生委員会の委員長は、内閣の一員である國務大臣、そして委員は、内閣総理大臣が両院の同意を得て任命す

る。ですから再生委員会は、委員長を通して、内

閣の一員として憲法六十六条のとおり国会に対し責任を負う、十分責任が全うできるものと考えております。

また、同様の組織として国家公安委員会があり、これも十分機能していることは、委員御存じのとおりです。

○岡田委員 純粹に中立性、独立性を求めていくということであれば、私は、大臣を委員長にする必要はないという議論は当然出てくると思うのですが、そこについての御検討はされなかつたのでしょうか。

○池田(元)議員 これが、いわゆる平時といいますが、ビッグバン時代に入りました事後チェック型の行政のみやるということになれば、別に国務大臣である委員長を置く必要は必ずしもないと思います。しかし、この金融危機に当たり、再生委員会が主として担うとはいっても、内閣としてこの最終責任を負うという形をとる必要があるといいます。

今、お話を進め方として、三条委員会の中立性、公正さをおっしゃった後、責任ということをおっしゃいましたが、この金融再生委員会は、一元的な金融行政の組織であり、責任体制を明確にするとともに、金融行政ということから、公正な中立性を確保できる、いわば両方の長所を兼ね備えたものであると私は考えております。

○岡田委員 今の御説明もよくわかるのですが、両方の長所を兼ね備えたということは、いわば非常に中途半端な位置づけだということも意味しているではないかな、そういう議論もあり得ると思うのですね。

ですから、独立性の強い三条機関とするということを重視するのであれば、私は、大臣を置くべきではないし、あるいは内閣が責任を持つてやっていくということであれば、それは、もちろん大蔵省とは切り離した組織にしなければいけないわけですけれども、三條機関とせずに、政府の中の一つの大臣をいただく組織として、金融監督庁で

もあるいは金融庁でもいいのですけれども、そういうものを置くというのが私はすつきりしているのではないかなという気もするのですが、いかがでしょうか。

○池田(元)議員 一つのこと割り切るとそういうふうにおっしゃられるかもしれません、この問題、例えば現実問題を見ればわかると思うのですよ。

金融監督庁と金融企画局を例えれば金融庁担当の大臣のもとに置くとした場合には、これまでの大蔵行政は隠れ、先送りでここまで来ているわけですね。それで、一人の大臣がそれを統括すると

いうのは、ある意味では危険であると私は思います。そこに合議制の一人ないし四人の委員を置くことは、やはり大変重要なことだと思います。

例えば、特別公的管理の判断をするというのには、これは大変重要ですね。(発言する者あり)

○岡田委員 特別公的管理に入る場合は、大変重要な判断です。これはまさに再生委員会の議事になじむのではないかと思います。今、一人では暴走するのではないかということもございまして、まさにそういうものを食いつめるために、国務大臣を委員長とする三条委員会の再生委員会を設けたわけあります。

○池田(元)議員 私は、この設けられる金融再生委員会を一つの省のよう形にして大臣を置くのであれば、同じような心配があれば、その中に金融監督庁という組織が置かれるわけですね。その金融監督庁のところに、おっしゃったような合議制の運営をとどめます。

○池田(元)議員 野党民主の岡田委員にお答えいたします。

全くそれは一方的な、一つの面だけの議論でございまして、現状は、検査監督は金融監督庁、企画立案は金融企画局に分かれています。検査監督だけに置くのは非常に一方的、ワンサイドだと思い

ます。

というのは、先ほど申し上げたように、ビッグバン時代では金融行政の中心はルール、規則の制定でございまして、まさに企画立案も大変重要なことです。それをあわせ持った組織として、その上にどういったことをおっしゃられるかもしませんが、この問題、例えば現実問題を見ればわかると思うのです。

○岡田委員 私がいろいろ聞くと、何か特別の意図があるんじゃないのか、こういうふうに勘ぐられかもしれませんので言っておきますが、私は、きょうは委員個人として、みずから若干疑問を持つところを聞いています。そこで、特定の意図があって、私が聞いているから実は民主党もそういう考え方じゃないかとか、そういうことはもちろんございません。

その上で、次の話に行きたいと思いますが、それは、これは大変重要なことです。ここについて基本的に提案者の皆さんはどういうふうにお考へなのか、お聞きしたいと思います。

○池田(元)議員 財政と金融の分離というのは、別に神学論争ではありません。戦後の歴史で二つの大きな経済失敗、今度も入るかもしれませんのが、二つあったとされております。

一つは、ちょっとと委員長もその場にいらっしゃったかもしませんが、田中内閣のときの過剰流動性。日銀がなかなか財政当局の圧力に抗しきれずに過剰流動性を生んでしまった。それで、狂乱インフレという形で国民は大変な目に遭つた。それから、八七年からのバブルの発生は、既に宮澤大蔵大臣は反省の弁を述べていらっしゃいますが、財政が金融にしづら寄せてをして、そしてあのように長い期間、超低金利を続けてしまった。これがバブルの発生の大きな原因であるということは多くの識者が指摘する所です。

○池田(元)議員 財政と金融の分離の必要性を先ほど申し上げました。

○岡田委員 財政、金融の分離という場合に、今池田さんが御答弁になったように、完全に財政と金融を分離するという考え方と……(池田(元)議員「完全じゃない」と呼ぶ)ええ、基本的にですね。それからもう一つは、金融の検査監督だけを分ける、こういう考え方、二つ論理的にはあり得るわけで、現在は検査監督を別組織にするということで金融監督庁ができるわけあります。

しかし私は、ここ数カ月の金融監督庁のやつたことを見ると、こういう中途半端な形での分離ではもう無理だということが残念ながら立証されてしまったのではないか、こういうふうに思っています。本来、金融監督庁というのは、客観的な検査をきちんとやって、そしてその結果を予断を交えずにちゃんと出す、こういう役割を求められている。だからこそ従来の大蔵省から分離したわけあります。

ところが現実には、この委員会での今までの審議でもわかるように、例えば、長銀検査がいつ出るかわかりません、こういう答弁が出たり、あるいは総理官邸に金融監督庁の長官まで行つて、そして合併相手と言われる住友信託銀行の頭取とお話をしているとか、まさしく金融監督庁をつくつたことの趣旨を逸脱しているというか、いろいろ事件があつて検査監督機能を別にした、そのことの趣旨を全くわきまえない、そういう最近の金融監督庁の特に長官を中心とする動きでありますから、結局形式的に検査監督機能だけ分離してもこれは問題の解決にはならないんだということを、残念ながらここ数カ月間で立証してしまつた、私はそういうふうに思うわけでございます。

そういう意味で、やはり基本的に金融と財政は分離をする、つまり企画機能も含めて大蔵省から分離をするといふことにならざるを得ない、こういうふうに思うわけですが、皆さんの御意見はいかがでしょうか。

私は、国の組織の中で最後まで財政と金融を分

離するという考え方とはならないのは当然です。マクロ経済政策としてそれを総合調整する。しかし、財政の役割は財政の役割、金融の役割は金融の役割、それをつきり国民や市場に示して、その上でマクロ経済政策を立てるのは当然のことです。

そして、与党の中のいろいろな経験がございました。きのうも、九六年九月の合意では、いろいろ自民党からも異論がありますが、自民党自身も公取型の三条機関を基本にして具体化を図ると言っていたわけあります。また、その年末には、財政と金融の分離については明確にするという合意もなされているわけでありまして、それが一部反映して中央省庁改革基本法になつたわけです。

この法律によりますと、早ければ二〇〇一年一月を目標に金融監督庁を改組して金融庁にするとということになつております。我々の提案はまさにそれ最先取りする。しかも、現状からいまして、実態問題からいつても、先ほども言いましたが、今のばらばらな金融行政のあり方ではなくて、まさに一元的に再生委員会を置いて、同時に合議制の委員会として公正な判断をする。まさに両方の面を生かして、この危機にある我が国の金融について明確な判断をしていくということを考えているわけです。

○岡田委員 そこで、先ほどたしか池田さんの午前中の答弁の中で、通貨に関することは、これは大蔵省に残しておくんだけれど、こういう御答弁があつたと思うんですが、国際金融に関すること全般について大蔵省に置いておく、残しておく、という御趣旨なんでしょうか。それとも、国際金融に関するこの大部分は金融庁あるいはこの再生委員会に持つていくというお考えなんでしょうか。いずれでしょうね。

○古川議員 金融再生委員会につきましては、現下の危機的な金融の状況、これを二〇〇一年三月までという期間を区切って短期集中的にこの間に処理する、そういうものでござりますので、その

形でそのことに集中することにしておりますが、この金融再生委員会をつくることによって、ここに金融行政に関する権限を一元化することによりまして、将来の金融庁への移行も視野に入れておりますように、財政と金融の完全分離というのも先取りして、こうと/or>うものでござります。

ですから、御指摘のとおり、国際金融に関する部分も、この部分を将来的には、ここだけを大蔵省に残してもいかがかというふうには考えておりましたので、今の岡田委員の御指摘は貴重な御意見として、今後の検討課題として、それは金融庁になつたときには、そのときには移すというような方向で考えていただきたいというふうに考えております。

○岡田委員 そうすると、今の段階でははつきり答えは出さないで、金融庁が二〇〇一年でしたかにスタートするときにもう一度考へる、こういう趣旨ですね。

それから、もう一つ確認なんですが、検査組織の地方組織ですね。今は財務局の中にあると思うのですが、これはどういうふうにするおつもりなんですか。どこか法律に書いてあるのかもしれません。

○古川議員 これは、大蔵省設置法の方を一部を改正いたしまして、従来の、要は、金融監督庁の指示のもとでやつていた、あるいは大蔵省の指示のものとにやつっていた部分は、これは再生委員会の指示、委任、委託を受けてやるような形になると

いう感じになると思います。

ただ、この部分につきましても、検査体制の将来的な増員とかそういうものから考えれば、地方組織というのも、やはりこれは将来的には独自のものをつくっていく方向にしていかなければいけないのじやないか。

○古川議員 金融再生委員会につきましては、現下の危機的な金融の状況、これを二〇〇一年三月までという期間を区切って短期集中的にこの間に持つていくというお考えなんでしょうね。

かつたというお話をございました。ただ、私たちのをよく見ていただければわかりますように、金融再生委員会といいうもの自体はそれほど大きな組織を日途としているわけではなくて、今の大蔵省の金融企画局あるいは金融監督庁、そうしたものとの金融企画局のものとにまとめる。そういう意味では、いついた意味では、それほど組織的に大きな変換を行なうことじゃなく、一つにまとめるといった意味では、今のところ、急にやらないという形では、やはり財務局を使うという形になるというふうに考えております。

○岡田委員 ここは、できれば私は財務局から外すべきではないか。人事がそういう形で大蔵省財務局という中で行われるということになりますと、やはりいろいろな意味で独立した検査というものが障害が出てくるのじやないか。これは現行法でも同じ問題があるわけですが、そういう指摘をしておきたいと思います。

それじゃ、次に参りたいと思いますが、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案の方なことです。そこで裁判所といいうもののかみ方の問題があります。

これは与党の議員からもいろいろ今まで質問があつたところであります。例えば八条で「業務及び財産の管理を命ずる処分」というのがあります。そして第九条の「裁判所の認可」があつて、裁判所は、前条第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が同項に規定する要件に該当すると認めるときは、当該申請があつた日又はその翌日において、当該申請に係る管理を命する処分の認可をしなければならない。

この九条で言う「同項に規定する要件」というのは、八条の一項の一号、二号だけを指すのか、あるいは八条の一項の柱書きの部分も含む概念なのか、いずれでしようか。

○古川議員 基本的には、裁判所の認可につきましても、金融再生委員会が、金融整理管財人にによる管理あるいは特別公的管理に該当するかどうかをまず第一義的に判断をする、こういうことでございますので、今おっしゃいました第一番目

とを決定するというよりも、むしろそこは客観的条件がそろつてあるか、ある意味で条件を満たしているかといいうものを、集められてきた資料に基づいて、まさに、金融再生委員会が考えるような形ではなく、裁判所に求められるよう、いわゆる証拠認定的な話になるかと思いますが、そのよ

うな形で、そうした資料がそろつてあるか、そのようなものを判断した上で最終的に認可をすると

いうことになると思います。

○岡田委員 そこで、この八条の柱書きの中で、債務超過というケースが書かれていますね。「金融機関がその財産をもつて債務を完済することができない場合その他」云々かんぬんと。そうする

と、債務超過であるということを裁判所が認定をする、本当にできるのだろうか。これはかなり精査をしていかないと債務超過かどうかなんということは簡単には出てこないと思うのですが、これが本当に可能なかどうか、これが一点。

もう一点は、一号、二号の二号の部分で、債務超過の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該金融機関が業務を行つてゐる地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

私は、規範に照らした判断ではなくて行政判断とはいえ裁判所に係らしむるということが適切なかどうか。この二点についてお聞きをしたいと思います。

一番主張しておられる西川さんがおられないのが非常に残念なんですが。

○石井(啓)議員 一番主張しております西川さんにはかわりましてお答えをいたします。

まず、この法律の構成からいいますと、第八条にいたしましても、あるいは第二十八条にいたしましても、金融再生委員会が、金融整理管財人にかかる管理あるいは特別公的管理に該当するかどうかをまず第一義的に判断をする、こういうことでございますので、今おっしゃいました第一番目

の、債務超過状態になつてゐるかどうか、これもまず金融再生委員会が把握をする、こういうことで考えております。

その上で、この第八条なり第二十八条に当たる要件に該当するのかどうか、これを裁判所に申請を行うということです。ざいますから、金融再生委員会は、裁判所が迅速な判断を要するような十分な説明資料、判断資料または口頭での説明を行なう、こういう状況を想定しているわけでござります。

○岡田委員 二号の方は今お答えいただきましたか。——ああ、そうですか。

私は、やはり裁判所をかませるということであれば、もう少し時間が必要なんじゃないかなと。それから、二号の方はやはり行政判断なんぢやないかなという気がいたしますので、無理にここで裁判所をかませる必要はないのぢやないか、こういうふうに思うのですが、あえてここで裁判所の認可を必要とした理由は何かござりますか。

○石井(啓)議員 今回、この処理に当たります主体は金融再生委員会でございますから、現在の行政機関から比べますと公平性という点は格段に向上的なものとは思つてはおりませんけれども、やはり行政機関でござりますので、行政機関がある意味で恣意的にいろいろな裁量行為等を行わないようなチェック・アンド・バランスという観点から裁判所の認可を求めた、こういうことでございました。

○岡田委員 それは別に裁判所をかませないとできない話ではないように私は思うのですが、ここはなお検討課題だというふうに申し上げておきたいと思います。

それから、金融整理管財人のものでいろいろおられるのか、原則清算ということを考えておられるのか、いざれなんでしょうか。

○石井(啓)議員 清算という言葉に若干いろいろな意味が、意味がといいますか誤解が含まれるよ

うな要素があると思いますけれども、ここで私が言つておりますのは、単に会社を単純に清算をして全部なくしてしまうということではなく、

原則営業譲渡あるいは資産の売却等を行うということを考えておりまして、残った法人を清算する、こういうことでござりますので、先生おつしやるとおりでござります。

○岡田委員 そこで、二十六条の「管理の終了」というのがそこに当たるわけであります。原則

一年以内、場合によっては一年に限りこの期間を延長する、こういうことになつてゐるわけです。

これが政府・与党のお出しの法案と長さの点において違いがあるわけですが、基本的に原則一年、例外二年ということです。そういうう合併相手あるいは

営業譲渡先というものが見つかるのかどうか、あるいは、これを長くしたときにはどういう弊害があるのかということについて御答弁いただきたいと

思います。

○石井(啓)議員 その点は非常に重要な点でございまして、実は、私ども北海道拓殖銀行に調査に

行きましたお話を聞きました折に、拓銀の場合

は、北海道分の引き受けは北洋銀行でございま

たが、昨年十一月に破綻した時点では、本州分については引き受け手が決まっておりませんでし

た。それで、破綻した後、預金の流出がやはり拓銀もあつたと。ただ、北海道分については、北洋

銀行が、引き受け手があるということで二週間程度でおさまった。本州分については、最終的に引

き受け手が決まるまでの間はやはり預金の流出が続いた、こういう話を聞いてまいりました。

この経験から考えますと、私どもは、預金者保護をしているとはいっても、やはり早急に引き受け手となる金融機関を探すということになりますと、預金の流出のみならず資産の劣化も招いてしまうという

に重要であると考えております。いたずらにこのことを引き延ばすということになりますと、預金の流出があつたから、これは事実上、つまりあしたの資

金繰りもつかないというような状況に金融機関が立ち入つて、そこで、今そういう状況ですという

とでありますから、ボイントはむしろ今の御答弁

の後半にあつたのであって、最長二年を超えてしまつと結局非常に劣化したものしか残らずに、かえつて公的負担がふえてしまう、だから原則一

年、例外二年ということで切つた、それが政府と考案の違うところだ、こういう答弁と理解してよろしいですね。

それでは最後に、時間が参りましたのでもう一

問だけ。

○古川議員 公的管理のところに關係するわけですが、第五

十三条に「金融機関の申出」という規定がござい

ます。金融機関は、

その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻

しを停止するおそれがあるときは、その旨及び

その理由を、文書をもつて、金融再生委員会に申し出なければならない。

こういうふうになつておりますが、このことと、

それから二十八条の「特別公的管理の開始の決定」というものはどういうふうにリンクしている

んでしようか。

○古川議員 今委員の御指摘の「金融機関の申出」は、御承知のようにこれは雑則のところに

入つております。これはそもそも、金融再生委員会が、いわゆる特別な公的管理に入るか、あ

るいは金融整理管財人をつけるか、その判断をす

る前のところのアクションを起こすことの両方に

これはかかるつているんですね。

別に、この申し出があつたら必ずこれは特別公

的管理に入るというわけではなくて、そういう申

し出があれば、これは事実上、つまりあしたの資

金繰りもつかないというような状況に金融機関が立ち入つて、そこで、今そういう状況ですという

ことになりますと、資産の劣化

され、それによって、ある場合には金融整理管財

人、そしてある場合には特別公的管理、そういう

これまでのスキームの中でこれを判断していくとい

うことになると思ひます。

○岡田委員 今、御答弁を整理しますと、だれで

も早く合併の相手とか営業譲渡先を見つけたい、

ばかり残るようなそつういう銀行になりかねない、

こういうふうに思つております。

○岡田委員 今の御答弁を整理しますと、だれで

も早く合併の相手とか営業譲渡先を見つけたい、

ばかり残るようなそつういう銀行になりかねない、

こういうふうに思つております。

○岡田委員 今、御答弁を整理しますと、だれで

も早く合併の相手とか営業譲渡先を見つけたい、

ばかり残るようなそつういう銀行になりかねない、

め、意見を聽取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○相沢委員長 御異議なしと認めます。よつて、

「異議なし」と呼ぶ者あります

そのように決しました。

○相沢委員長 次に、並木正芳君。

○並木委員 改革クラブの並木正芳でございます。平和・改革を代表して質問させていただきま

す。

初めて藏相に御質問いたしますけれども、週末のお忙しい時間をアメリカまで行つていらつしやつたわけでございまして、御苦労さまとございました。

その日米藏相会談についてでございますけれども、その中でルーピン財務長官は、世界的な経済危機に関する日本の責任というものを声高に述べ、日本の緊急性への意識欠如と、そして迅速な景気回復への要求、それと積極的な公的資金の投入と十三兆円枠の拡大、こういうことを要求したということです。

国際協調等意見を述べ合うことはもちろん結構なんですけれども、ともすれば干渉になるわけですね。藏相はそんなことはなかったというお話をされていいるようですが、夕食会等もあったようです。また、事務方同士の協議もあつたようですがれども、その辺の真相はどういうことかといふことがあります。

それと、こういう緊急性発言を紹介したのが官澤藏相自身であったということがありますけれども、一部報道では、この発言を国会での野党が理解していく上でのてこにしよう、そういう期待もあるというふうに報道された面もあります。こういう姿勢でアメリカの圧力を国会でのてこにすることをまずお聞きしたいわけであります。

銀行政としてもヘッジファンドにいたしても、そのようなことで、かなり急激にそれが起つておられます。藏相がワシントンで開かれて、いわばこれ、御承認のようにアメリカの裏庭のようなことでござりますので、かなりルーピン長官に苦境を訴え、また、日本の話も出たようでござります。

それがこのたびの会談のちょうど背景になつてユーロ、それに並ぶ円の国際通貨化、こういうような経済政策にもそうした方向性が望むべくもないといふふうな気持ちもするわけですがれども、まさに対米追従姿勢のあらわれととられかねない

んじやないかと思いますけれども、この二点についてお聞きしたいと思います。

○宮澤國務大臣 ただいまの御質問は、私が対米追従をしたとおっしゃるんですか。

○並木委員 何か質問があれですかねないと、現にそういう報道もされているわけですけれども、それについて藏相はどのようにお考えかということです。

○宮澤國務大臣 アメリカの財務長官が何か言ったって、日本の国会がそれに左右されることは私には全然ありません。

○並木委員 そうすると、その議論というのがどう行われたかという真相については、藏相は、近いような議論で応じたのでしょうか。

○宮澤國務大臣 アメリカのルーピン長官が訴えたたいことは、御承知のように、アジアにおける経済情勢がアメリカの経済に影響を及ぼし始めるような時期でござりますけれども、そのときにまたロシアにあいうことが起こりまして、ウォールストリートの株価もちょっと乱調子になつておりますところへ、それがいろいろな形でラテンアメリカの国々に影響をいたしたようになります。ブラジル、アルゼンチン、メキシコ、ペネズエラ、これはやはりアメリカに向かつてかなり急速な資金の引き揚げが行われているようでございます。

日本はトリブル高になつております。ところが、日本のファンダメンタルズというのは必ずしもよくない、これは経済企画庁長官もおっしゃつて、日本はトリブル高になつております。ところが、日本はファンダメンタルズといふのは必ずしもよろわけですから。このトリブル高のときには、大きなこの金融システム安定化策はもちろんですけれども、むしろ経済対策をさらに一層強く打ち出していくべきではないか。

私ども、住宅ローン減税とかそのような住宅関連税制の改革、こういうものも訴えてるわけですがれども、そういうものがないと、このトリブル高も一時的なものになつてしまふのじゃないかと思うのですが、その点については、大臣、いかがお考えでしょうか。

○宮澤國務大臣 今市場のこととを言わされました

あるアメリカ、第二の経済である日本も、これはひとつこの苦境を開拓するのに日本の力もぜひ出してもらいたいと思います。

それで、確かに緊急性の欠如云々は、私も記者会見で申ましたし、ルーピン長官も言われたよ

うですが、これがまあいわば会議の主たる課題であつた。それは御承知のように、アメリカはそういう危機を感じていて、日本に行つてみると、日本は極めて静かであつて余り動搖した傾向がない。これは国民性とかいろいろございません。

それから説明は幾らでもできますけれども、彼が訴えたいことは、要するにそういうことです。これが会談のいわば主たるトーンでございましたから、私は当然、それを率直に記者会見で申しましたし、ルーピン長官もそれを言わされたのでございました。

○並木委員 ところで、この会談におけるアメリカのいら立ちというのが逆に作用したのか、あるいは公的介入があったのか、あるいは利下げのアナウンスとかいろいろありますけれども、今、日本はトリブル高になつております。ところが、日本はファンダメンタルズといふのは必ずしもよろわけですから。このトリブル高のときには、大きなこの金融システム安定化策はもちろんですけれども、むしろ経済対策をさらに一層強く打ち出していくべきではないか。

相次ぐ金融機関、大蔵省の不祥事などで市場の信頼性が欠如している、こういう実情からして、私も現行のSEC基準では不十分と考えるわけであります。自己査定させ公表させる理由ですけれども、三会派案といふのは、より厳しい新たな基準で情報開示について自己査定結果を公表させる、こういうことにされています。

相次ぐ金融機関、大蔵省の不祥事などで市場の信頼性が欠如している、こういう実情からして、私は現行のSEC基準では不十分と考えるわけであります。自己査定させ公表させる理由ですけれども、その辺について伺いたいということ、さらに、具体的に本法案における情報開示への取り組みについて、罰則も強化されているようですがれども、その辺についてもどのような理由かということと、これまでまとめてお答えいただければと思います。

○石井(啓)議員 それでは、お答えいたします。

今、金融監督庁は、現在の不良債権の公表基準、SEC基準で十分だという認識のようですが

りなものですから。したがいまして、今の状況がどれだけ続くか続かないかということも実際わかりません。

ただ、おっしゃいますように、住宅減税という追従をしたとおっしゃるんですか。

○並木委員 が確かに非常に大事な税制でござります。今我が国でもかなり大幅な住宅ローンの税額控除をしております。これは我が国の租税措置全体の税収減の三分の一に及ぶそうですので、非常に大きな減税をいたしておりますので、賛成でござります。

○並木委員 一層強くその辺の検討をお願いしておきます。藏相、ありがとうございます。

それでは、野党提出法案について、もういろいろ御論議ありましたので、一点お聞きしますけれども、昨日の若松委員の質問でも、野党案のすぐれたところというのは情報開示だというようなお話をもつたわけですがれども、その辺について、三会派案といふのは、より厳しい新たな基準で情報開示について自己査定結果を公表させる、こういうことにされています。

相次ぐ金融機関、大蔵省の不祥事などで市場の信頼性が欠如している、こういう実情からして、私は現行のSEC基準では不十分と考えるわけであります。自己査定させ公表させる理由ですけれども、その辺について伺いたいこと、さらに、具体的に本法案における情報開示への取り組みについて、罰則も強化されているようですがれども、その辺についてもどのような理由かということと、これまでまとめてお答えいただければと思います。

○石井(啓)議員 それでは、お答えいたします。

今、金融監督庁は、現在の不良債権の公表基

準によって金利返済が滞らないように、こういうふうな気持ちになつておりますとそのとおり

見ますと、今回債権放棄いたします日本リースや日本ランディックがリスク管理債権の中に入つていなかつた、こういった事例を見てみましても、残念ながら信頼性に乏しい。

自己査定の結果を開示すると、他の先進国に比べて非常に厳しい基準になるのではないか、そういう指摘もございますが、私どもは、やはり信頼を回復するには、世界で最も厳しい基準を設けてでも信頼を回復するための努力を行なうべきだ、こういうふうに考えているところでございます。

ただ、現行の資産査定では各行がばらばらの査定の基準でやつておりますし、また特にこの委員会でも審議になっておりますように、第二分類債権については大変幅の広い中身が含まれておりますので、私どもは、自己査定の結果を公表する前提としたしまして、資産の区分についてより細分化、明確化をする、こういうことを考えておりま

具体的には、不良債権分類のための統一基準を作成するということで、金融再生委員会がより厳密な統一基準をつくりまして、今申し上げましたように、特に第1分類債権については細分化し、分類をし直す、あるいは債務者区分の定義や担保保証の評価基準も厳密に行なう、こういうことを考えております。その上で、個別金融機関ごとにこの統一基準に従つて資産査定を行い、金融再生委員会に報告を義務づけております。

さらには、その報告のうち、その区分に係る資産額あるいは償却の引き当て額などについては公表することとしております。

また、金融再生委員会あるいは日銀についても、資産査定の結果について虚偽の報告がないか等について検査を行う、こういうことで考えてい

るところでございます。

それから罰則強化でございますけれども、從来、金融機関から金融監督庁への虚偽報告については懲役一年以下あるいは罰金三百万円ということがございましたけれども、今回、この資産査定について、これがベースになりまして金融機関の

財務の透明性を判断する、ひいては破綻の認定の日本ランディックがリスク管理債権の中に入つていなかつた、こういった事例を見てみましても、残念ながら信頼性に乏しい。

自己査定の結果を開示すると、他の先進国に比べて非常に厳しい基準になるのではないか、そういう指摘もございますが、私どもは、やはり信頼を回復するには、世界で最も厳しい基準を設けてでも信頼を回復するための努力を行なうべきだ、こういうふうに考えているところでございます。

ただ、現行の資産査定では各行がばらばらの査定の基準でやつておりますし、また特にこの委員会でも審議になっておりますように、第二分類債権については大変幅の広い中身が含まれておりますので、私どもは、自己査定の結果を公表する前提としたしまして、資産の区分についてより細分化、明確化をする、こういうことを考えておりま

す。

○並木委員 よくわかりました。

ところで、そのような中で情報開示をしていく

ことの必要性が今語られたわけですけれども、さ

らには金融再生委員会、こういったものにしても大

きな役割を持つわけです、三党案についてです

ね。そういうようなことに関連して、金融危機管

理審査委員会についてお聞きしたいわけです。

初めに、金融監督庁の日野長官の長銀あるいは

長銀関連ノンバンクについての発言ですけれど

も、これについては、銀行の不良債権隠しの実態

とかバブルへの認識というのが非常に欠如してい

るような発言も見られておりまして、金融システ

ム再生のキーマンとしての自覚をこれは強く求め

ておきたいわけです。

金融危機管理審査委員会につきましては、去る

三月九日ですか、我が党の石田勝之議員の質問に

もあつたわけですけれども、大変形骸化したとも

言える機能に對して強い懸念を持つておられる

ております。

その上で、個別金融機関ごとにこ

の統一基準に従つて資産査定を行い、金融再生委員会がつくると言わされている審査基準

月の長銀など二十一行に対する公的資金の投入に關して、融資実態など個別行の内容について詳細に把握していないと述べられ、かつ資産内容の洗い直しは大蔵省、日銀にお願いしたとも発言され、その正確性、客觀性を担保するという觀点からも罰則を強化した、こういうことでございま

り、実態調査も大蔵省や日銀が行つたといううなり、この委員会の役割というものは一体どこにある

のでしょうか。それについて委員長からお聞きしたいと思います。

○佐々波参考人 御質問がかなり多岐にわたりましたので、それについてできる限りお答えいたしたいというふうに思います。

審査基準の策定に当たりましては、金融システムの信頼を一刻も早く回復させると同時に、金融機能を強化すべきであるという共通認識を持ちま

して、二月二十日の審議委員任命の閣議決定直後から事務局を介して委員間で実質的な意見の交換を始めました。二月二十三日、二十六日、金融危機管理審査委員会を開催の上議論いたしました。

二十六日の委員会にて全員一致で決定いたしました。同日これを公表いたしております。これは、

公表したことをつけ加えさせていただいたわけ

です。

審査基準の内容につきましては、金融機能安定化のための緊急措置に関する法律の趣旨を具具体化したものでござります。その際、まず一に、審査基準によりまして、経営の状況が著しく悪化した

金融機関に関する基準を具体的に示し、資本注入の対象外とするとともに、二の、「経営の健全性の確保のための計画」に織り込むべき事項」とい

うの表明を求めるにいたしました。それが一点でございました。

次は、金融危機管理審査委員会の議事録等につ

引き受けにつきましての議決を行つたときには、速やかに議事の概要を公表し、議事録を審査委員会が適当と認めております相当期間経過の後に公表する旨を定めています。二十五条でございま

す。

審査委員会の第一回、第二回会議につきましては、審議の結果である審査基準及び経営の健全性の確保のための計画に盛り込むべき事項を公表いたしております。そのほか、第二回の会議終了後に私自身が記者会見をいたしまして、会議の状況については既にお伝えしてあるはずでございま

す。

審査委員会において検討いたしました結果、法

で作成が義務づけられていないものの、優先株式等の引き受けにかかる譲決を行なったときと同様、議事録を作成いたしまして、審査委員会が適

当と定めている相当期間経過後に公表することにいたしております。

審査委員会において検討いたしました結果、法

で作成が義務づけられていないものの、優先株式等の引き受けにかかる譲決を行なったときと同様、議事録を作成いたしまして、審査委員会が適

当と定めている相当期間経過後に公表することにいたしております。

相場期間につきましては、現時点では定められていませんけれども、信用秩序の維持、委員の

方々の自由な発言の確保といふものを考へる必要がござりますので、一定の制約はあるものの、極

力前向きに対応したいというふうに存じております。

一度質問させていただきますけれども、公開を一日も早くしてほしい。記者会見でいろいろ公開し

たと、いうようなこともおっしゃつていましてけれども、議事録の公表等を行つていただきたい。

それで、基準なんですが、公的資金を一

般の金融機関に投入する、その基準が、経営の状況が著しく悪化していないこと、それは、最近三

年連続して赤字決算または無配がないことというふうにしています。

またもう一方で、早期是正措置の発動区分とし

て第三区分、つまり自己資本比率〇%未満の場合には投入しない、こんな基準なんですが、これ

は実際に全国百四十六の銀行とか四百十の信

用金庫、このよだんなのはほとんどないと思いま

す。三月でも一行あるだけだということなんですか。つまり、こういうことで、ほとんどないよう

なところで基準が設定されているなら、まさに審査なんか、中立公正な審査委員が厳正に審査をするなどと言っているわけですけれども、審査などをなきに等しいというふうに感じるわけであります。

長銀のことを見ても、橋本前総理が「審査委員会が審査基準に基づいて提出されました申請、経営の健全性確保計画などを厳正に検討して適切な判断を下してくれるもの、そう考えています。」

まことに何をか言わんやかと思ひます。こういうふうに答えられているのですけれども、

こういうようないい実態について、佐々波委員長、最後ですけれども、今後の委員会のあり方あるいは御自身の立場について、どのようにお考えで

しょうか。簡潔に一言でお答えいただければと思ひます。

○佐々波参考人 御要望のとおり簡潔に述べさせていただきます。

審査基準一には、第三区分の銀行には資本注入できない旨定められておりますけれども、先ほど御指摘にありました早期は正措置の区分にかかる基準につきましては、大蔵省、現在は金融監督

府の指導が確実に行われていれば問題はないといふふうに承知しております。

資本注入にかかる審査については、基準一だけではなくて、基準二から五までクリアする必要がございますし、経営の健全性確保のための計画の審査も行つておりますので、したがつて、中立公正な審査などないのではないかといふふうに存じております。

○並木委員 時間でござりますので、ありがとうございます。これにて並木君の質疑は終了いたしました。

次に、西川太一郎君。

○西川(太)委員 自由党の西川太一郎でございま

す。

短い時間でございますが、大蔵大臣を中心にお舟の名言であります。その後が振るつてゐるの

です。野党の若い議員が次から次に質問すると、

官澤先生は、何勝手なことを言つてゐるのだとい

う顔をして聞いている、こう書いてあります。

これは見た人が勝手にそう書いたので、そうお思

いにはなつていいと思います。そこで、私がお尋ねすることを勝手なことと思はずに、ぜひ御答

弁をお願いしたいと思うわけであります。

そこで、実は、政府提出のブリッジバンク法案

では、内閣総理大臣が業務、財産の管理を命ずる

ことができる。もっと正確に申し上げれば、内閣

総理大臣は、平成十三年三月三十一日までを限

り、

金融機関がその業務若しくは財産の状況に照ら

し預金等の払戻しを停止するおそれがあると認

める場合又は金融機関が預金等の払戻しを停止

した場合であつて、次に掲げる要件のいずれか

に該当すると認めるときは、当該金融機関に対

し預金等の払戻しを停止するおそれがあると認

める場合又は金融機関が預金等の払戻しを停止

でありますとか行政訴訟というものをこの法律でありますとか行政訴訟というものをこの法律でありますとか行政訴訟といふふうに思つたときには、預金を払い戻す、ペイオフにはしないで払い戻す、それが関係破綻銀行の労働組合等の反対に遭つたときには、俗な言葉で言えば、ノウハウから貸付先から、そんものは全部自分がよく知つてゐるんだよ、我々が協力しなければ処理は進まないでしょ、こういうことが広がつて、総理大臣の下した命令後に労使間において退職金の支給をめぐる紛争が生じまして、これが裁判所の民事調停によつて解決をすることになりまして、調停の成立内容に沿つて労使間で退職金支給についての協約が締結されたのであります。

そこで大蔵省は、預金保険から当該退職金の割り増し支給を含む資金援助について、これが阪和銀行処理の円滑化、信用秩序維持に必要と考えまして、預金保険上の必要性の認定をいたしまして。このことは、実は、労使間の労働条件に大蔵省として立ち入ることは適当ではありませんし、また裁判所の民事調停による解決が行われましたので、その解決を尊重したということと承知しております。

それで、しかし御質問の本題は、今おつしやいました条文が、確かに金融機能の安定化のための緊急措置法の第二条の二にござります。それは、総理大臣が「当該金融機関に対し、金融管理人にによる業務及び財産の管理を命ずることができる」ということでござります。それは、総理大臣が「当該金融機関に対し、金融管理人にによる業務及び財産の管理を命ずることができる」ということでござります。それは、総理大臣が「当該金融機関に対し、金融管理人にによる業務及び財産の管理を命ずることができる」ということになつたわけでござります。

これは、委員御承知のとおり、金銭贈与を行う場合には、当時は大蔵大臣が適格性の認定をいたしましたとおり、金銭贈与を行つてしまつて、そしてその認定を受けた上で申し込みました。これは、委員御承知のとおり、金銭贈与を行つてしまつて、そしてその認定を受けた上で申し込みました。

これは、委員御承知のとおり、金銭贈与を行つてしまつて、そしてその認定を受けた上で申し込みました。これは、委員御承知のとおり、金銭贈与を行つてしまつて、そしてその認定を受けた上で申し込みました。これは、委員御承知のとおり、金銭贈与を行つてしまつて、そしてその認定を受けた上で申し込みました。

これは、委員御承知のとおり、金銭贈与を行つてしまつて、そしてその認定を受けた上で申し込みました。これは、委員御承知のとおり、金銭贈与を行つてしまつて、そしてその認定を受けた上で申し込みました。

そこで、まず、あのときも、たしか途中でそれ

す。

ただいま大臣から経過をつまびらかにしていましたとおりでござりますが、当時のMOFは、今は金監査でしようが、そうじゃないですかね。当時の大蔵省は、預金保険で職員の退職金を積み増して事をおさめたという報道も頻繁にありましたけれども、こういうことはなぜそうなつたか

私どもの方になつた場合には、今度は金融監督

す。ベイオフにはしないで払い戻す、それが関係破綻銀行の労働組合等の反対に遭つたときには、

す。ベイオフにはしないで払い戻す、それが関係破綻銀行の労働組合等の反対に遭つたときには、

す。ベイオフにはしないで払い戻す、それが関係

す。

府としては、その認定をする際には、そういう他の公的な関与があつた場合あるいは労働委員会の何か裁判があつたような場合、それはやはり最大限尊重していかなければならぬのかなと思いますが、しかし一方では、確かに仰せのように、従業員が無理難題といいますか、もう全部、では退職金をよこさなかつたら新しい銀行になつても預金の払い戻しなんかには従事してやらないよと言われることになると、やはりそれも大変困つた問題だなと思います。

その辺のところは結局、その適格性の認定をするに当たりまして、裁判所とかあるいは労働委員会でありますとか、そういう第三者的公的な機関がお考えいただいたことを十分に参照してまいりたいというふうに考えておる次第でござります。

○西川(太)委員 今長官の答弁を伺っています

○西川(太)委員 私は、内閣総理大臣が破綻に対

と、何か裁量的な行政の手法が結局採択でできてい

ていただける答弁を期待したのでありますけれど

ない。つまり、今度のこの法案で私は実質的に總

理大臣が破綻認定など行えないんじやないか。な

ぜかといえば、わざか十五カ月前に倒産をした銀

行ですら十五カ月かかるて、退職金の上積みをし

て、そして預金保険を大きく食い込んで八十五億

円を追加して、その結果、労働問題的な観点から

事は解決しましたけれども、そういうことが頻々

と行われるようになつたときに、先ほど異議申し

立てや行政訴訟はこれを認めるという御答弁であ

りますから、こういうものが次から次に出され

たときにはどういうふうにクリーンな物差しで、そ

して国民も、銀行ばかりに退職金を出したり再就

職の道を考える、そういうんじや困るねという気

持ちでいると思うのですね。この間、銀行以外の

企業で倒産をした人たちはそれが救つてくれたの

か、そういうことを考えますと、ここのこところが

明確でないと私は思うのですが、もう一度御答弁

をいただきたいと思います。

○日野政府委員 お答えいたします。

若干舌足らずの点があつたかもしれませんのが、

補足して申し上げますと、私どもの方で仮にその

○佐々木(憲)委員 これは答弁になつてないですよ。

大体、公的資金を入れて合併しなければ破綻をするような銀行なんでしょう。当事者が言つていませんか。

大臣がそうおっしゃっているわけですよ、そういう銀行にしなければ破綻すると。本当に、そういう銀行には投入できないというのが從来の政府の答弁じやありませんか。全然違うことをやつているじやないですか。

野党に聞きたいと思います。

突然でございますが、野党三会派は、このようないいかげんな答弁が今ありましたけれども、公的資金を入れて合併させなければ破綻するような深刻な状況にある銀行には、本来、公的資金、国民の税金は投入できないと思ひますけれども、その点はどうのようにお考えでしようか。

○枝野議員 私どもは、提出しております法案の中にも入っておりますとおり、そもそも、いわゆる資本注入策というスキームそのものをやめるべきであるというふうに考えております。

したがつて、そういう見地からもやるべきではないと思つておりますし、また、現在存在しておられます法律の解釈からも、また政治責任等の見地から考えましても、これは我々はやるべきではないといふうに考えております。

○佐々木(憲)委員 その点では、我々と全く一致した考え方でございます。

長銀への公的資金投入というのは、政府の從來の法律についての解釈、これまでの答弁に照らしても全く説明がつきません。また、道理が全くないといふことも明らかになつたというふうに思ひます。

以上で終わります。

○相沢委員長 これにて佐々木君の質疑は終了いたしました。

次に、濱田健一君。

○濱田(健)委員 三党にお尋ねをしたいと思いま

す。

まず、不良債権処理にかかる基本的な部分でございますが、三党の考へていらっしゃる不良債権処理の原則というものをお尋ねしたいと

思います。

○古川議員 法案の方に、私ども、破綻処理の原

則として六つの原則を挙げさせていただいており

ます。

第一には、破綻した金融機関の不良債権等の財務内容その他の経営の状況を開示すること、いわゆるディスクロージャーでございます。また、経

営の健全性の確保が困難な金融機関を存続させないものとするということ。そして第三には、破綻した金融機関の株主及び経営者等の責任を明確なものとするること。そして第四には、預金者を保護

するものとすること。そして第五には、金融機関の金融仲介機能を維持するものとすること。これはシステムリスクなどを避けるということです。

ございます。また最後に、これは非常に大事なことでござりますが、金融機関の破綻処理に係る費用が最小となるようにすること。

とにかく、そういう意味でいろいろな原則、この六つの原則をベースに私どもは法案を考えております。

○濱田(健)委員 法案に載つておりますとおりにお答えいただいたわけですが、この原則、政府案の原則というのも当然法案の中に盛り込まれていると思うのですが、それと比べての特徴というか

力点というか、その辺がおありでしたら述べていただければ幸いなんですが。

○枝野議員 私どもは政府案の原則についてお答

えをする立場ではございませんので、私どもの特

徴ということでお答えさせていただきますと、一

つは、やはり経営の健全性の確保が困難な金融機

閣を存続させないという趣旨をきちんと貫こう、

原則として貫こうということ。それから、政府の

キームでは株主や経営者等の責任が明確にならなければならぬといった場合のときには、当然、債務超過の金融機関であれば、預金者に対する預金の保護のために、これは各党一致をいたしま

しょう。それから、費用最小化原則のところを徹底せなければならぬ、こういったところが特に政府と違つた部分での原則であるというふうに思つております。

○濱田(健)委員 枝野委員の今の御回答の中で、いわゆる債務超過に陥つてゐる銀行等については存続させないというのが特徴だというふうに言わされました。

私の前の佐々木委員からも長銀の問題が厳しく追及をされていましたとござりますが、長銀への公的資金の投入の是非というものが、当然この委員会でも、世論としても大きく議論されていましたとお聞きたい。どんな理由でもやはりだめなのか

ということをお聞きしたいと思います。

○枝野議員 現在、政府が考えておりますようないわゆる資本注入という形での公的資金というふうとを行いますと、例えば、本来納税者よりもずっと優先して責任を負わなければならない株主がむしろリスクを負うどころか利益を受けてしまう、あるいは経営者に対する責任の追及ということが甘くなってしまふ、情報の開示なども徹底をされないのでないか。

そして、実は、從来繰り返されてきているように、明確な破綻処理ということをしないで、わけのわからない合併等のスキームでやつてきた結果として、かえつて公的資金、コストが大きくなつてきているなどといふこともあります。この反するというふうなことなどござりますので、

日本長期信用銀行に対し、現在の資本注入というふうに思つております。

ただ、あえて申し上げれば、公的資金というふうの広い意味がござります。特定の金融機関がいわゆる破綻という段階に入つて清算整理をしなければならないといった場合のときには、当然、債

務超過の金融機関であれば、預金者に対する預金の保護のために、これは各党一致をいたしました。

ただ、もちろん、今国民の皆さんの中に、大きな金融機関などが突然つぶれてしまつた場合といふふうに思つております。

逆に、破綻への道を歩み始めてしまつた、死に至る病に陥つてしまつた金融機関について、そこを救済するというようなやり方は税金のむだ遣いに結果的になりますし、モラルハザードの問題を

あると思つております。

逆に、破綻への道を歩み始めてしまつた、死に

至る病に陥つてしまつた金融機関について、そこ

を救済するというようなやり方は税金のむだ遣い

に結果的になりますし、モラルハザードの問題を

生じさせる等々の問題がござりますので、やるべきではないというふうに思つております。

ただ、もちろん、今国民の皆さんの中に、大きな金融機関などが突然つぶれてしまつた場合といふふうに思つております。現に、從来、政府・

むを得ない措置だということで共通認識を持つてゐるわけでありまして、そうした段階の、そうした時点のお金の使い方、これは当然我々もやむを得ないものと思っているものであります。

長銀をそのスキームに入れるべきかどうかといふことは、いろいろな議論がありますし、細かい数字データを持っていない今の段階では何とも申しあげられませんが、私どもの例えば公的管理

に入る、あるいは金融整理管財人を置くという段階で、回しの資金として、運転の資金として一時的に公的資金を使う、そういった整理清算を管理された形で行うための必要最小限の部分のところ

で公的資金が使われるという意味であるならば、それは我々のスキームの中に当然入つていることでござります。

私は、もう一点ですが、一般論として、銀行の破綻前の対応はどんな場合でももうやるべきではないとお考へでしようか。それに対するべきではない去れない国民の不安というものが一般的に世論として流れているようでござります。この点についてどのように解消するのか、一般論としてござります。

○濱田(健)委員 もう一点ですが、一般論として、銀行の破綻前の対応はどんな場合でももうやるべきではないとお考へでしようか。それに対するべきではない去れない国民の不安というものが一般的に世論として流れているようでござります。この点についてどのように解消するのか、一般論としてござります。

○枝野議員 破綻前の処理ということであるならば、むしろ健全な体力のある段階のうちに、手おくれにならないうちに早期に正措置を実施することによって体力を回復させる、こういったことを

しっかりと徹底させていくことこそが一番重要であると思つております。

逆に、破綻への道を歩み始めてしまつた、死に

至る病に陥つてしまつた金融機関について、そこ

を救済するというようなやり方は税金のむだ遣い

に結果的になりますし、モラルハザードの問題を

あると思つております。

逆に、破綻への道を歩み始めてしまつた、死に

至る病に陥つてしまつた金融機関について、そこ

を救済するというようなやり方は税金のむだ遣い

に結果的になりますし、モラルハザードの問題を

あると思つております。

ただ、あえて申し上げれば、公的資金というふうの広い意味がござります。特定の金融機関がいわゆる破綻という段階に入つて清算整理をしなければならないといった場合のときには、当然、債

務超過の金融機関であれば、預金者に対する預金の保護のために、これは各党一致をいたしました。

ただ、もちろん、今国民の皆さんの中に、大きな金融機関などが突然つぶれてしまつた場合といふふうに思つております。現に、從来、政府・

与党がやつてきた金融に対する政策の中で、北海道拓殖銀行の破綻などの場合に大変深刻な事態を現在の自民党政権は起こしてしまった。こういったようなことを起こしてはならないと私どもは思つております。

そうした意味で、私どもは、金融整理監督人、そして特別公的管理というスキームを用意いたしました。管理された破綻、破綻といつても、普通にはうつておいて、突然銀行のシャッターが閉まる。銀行が借りた金を返せなくなるというような事態を起こすのはなくて、整理清算をしていかなければならぬけれども、そのところは混乱が起らぬないように公的に管理をしていきますよ

う。銀行が借りた金を返せなくなるというような事態を起こすのはなくて、整理清算をしていかなければならぬけれども、そのところは混乱が起らぬないように公的に管理をしていきますよ。銀行が借りた金を返せなくなるというような事態を起こすのはなくて、整理清算をしていかなければならぬけれども、そのところは混乱が起らぬないように公的に管理をしていきますよ。

○濱田(健)委員 もう一度、きょうも論議になつて率、これらの適用も図る必要があるのではないかというふうに私たちも思つておりますし、BIS基準に合致する情報開示、自己査定の基準、これらをもつと明確にすべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○濱田(健)委員 ということは、早期是正措置を

講じる、そのことによって自己再建等に持つていく、通常の合併等で生き残るんだつたら生き残つていくという努力をする、しかし、それでもまだつたときには、これはもう破綻として清算の方に向かつていくことが、よりこれから金融界の新しい発展のためにはいいということをおつしやつておられるというふうに理解してよろしいでしようか。

○枝野議員 言葉に気をつけませんと。私も

ちょっと注意しながら申し上げますが、金融機関

が破綻をした方がいいというわけではございませ

んが、やむなくそういう状況になつてしまつた

ことを変に構造しようとするこの方が全体に

つて不幸であるというふうに考えています。

○濱田(健)委員 破綻処理後の受け皿でございま

すが、私どもは、第一義的にはまずは民間銀行が受け皿となるべしというふうに主張をしていると

ころでございますが、三党の案もそのことが当然

原則でいらっしゃいますよね。

○古川議員 もちろんそういうふうに考えておりましたが、民間銀行だけじゃなくて、これから金融

ビッグバンの中では、場所によっては、民間企業

まして、管理された破綻、破綻といつても、普通

にはうつておいて、突然銀行のシャッターが閉ま

る。銀行が借りた金を返せなくなるというよう

な事態を起こすのはなくて、整理清算をしていか

なければならぬけれども、そのところは混乱が起らぬないように公的に管理をしていきますよ。

○濱田(健)委員 もう一度、きょうも論議になつて率、これらの適用も図る必要があるのではないかというふうに私たちも思つておりますし、BIS基準に合致する情報開示、自己査定の基準、これらをもつと明確にすべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○古川議員 御指摘のような指摘を与党の自民党

の中の議員でもされておられるような方がいらっしゃいますが、私は今まで強制をさせる必

要はないのではないかと。むしろ基準としてのガ

イドライアン的な、一般的に、過去、ここ数年来、

バブル崩壊後の数年来の不良債権率などを、各分

類ごとの不良債権化、そういうものを基準にし

てガイドラインを設けて、各銀行が現実にどれく

らいの引き当てるのか、そういうことを

発表されれば、後はそれはマーケットが判断をす

る話でありますし、そしてまた銀行の方も、そ

しておられたガイドラインと自分たちのところが乖離をし

てしまふことがあります。そこで、どうぞ

お読み取り方によつてはそういうふうな

形であります。そこで、どちらで、どのよう

な形で金融整理整備をすればいいのかもしれ

ませんが、読み取り方によつてはそういうふうな

形であります。そこで、どちらで、どのよう

な形で金融整理整備をすればいいのかもしれ